

令和2年12月 1日開会

令和2年12月18日閉会

令和2年第4回(12月)定例会

川根本町議会

令和2年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月1日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第4号～同意第13号の上程、説明	7
○同意第14号の上程、説明	8
○議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第49号の上程、説明	11
○議案第50号、議案第51号の上程、説明	11
○議案第52号の上程、説明	12
○議案第53号の上程、説明	13
○議案第54号の上程、説明	14
○議案第55号の上程、説明	14
○議案第56号の上程、説明	15
○議案第57号の上程、説明	16
○議案第58号の上程、説明	16
○議案第59号の上程、説明	17
○散 会	17

第 2 号（12月10日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21
○同意第4号～同意第13号の質疑、採決	21
○同意第14号の質疑、採決	24

○議案第49号の質疑、討論、採決	25
○議案第50号の質疑、討論、採決	25
○議案第51号の質疑、討論、採決	26
○議案第52号の質疑、討論、採決	27
○議案第53号の質疑、討論、採決	30
○議案第54号の質疑、討論、採決	31
○議案第55号の質疑、討論、採決	31
○議案第56号の質疑、討論、採決	32
○議案第57号の質疑、討論、採決	33
○議案第58号の質疑、討論、採決	33
○議案第59号の質疑、討論、採決	34
○日程の追加	35
○議案第60号の上程、説明	35
○議案第61号の上程、説明	36
○散 会	36

第 3 号 (12月18日)

○開 議	39
○議事日程の報告	39
○諸般の報告	39
○一般質問	39
野口直治君	40
中澤 莊也君	48
山本信之君	62
澤西省司君	70
中原 緑君	81
石山 貴美夫君	96
○議案第47号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	113
○議案第48号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	115
○議案第60号の質疑、討論、採決	116
○議案第61号の質疑、討論、採決	117
○発議第3号の上程、採決	117
○議員派遣の件	118
○閉 会	118

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美	夫	君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藺	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

令和2年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年12月1日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第14号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第47号 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第48号 川根本町森林交流宿泊施設条例の制定について
- 日程第16 議案第49号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第50号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第51号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第52号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)
- 日程第21 議案第54号 新町建設計画の変更について
- 日程第22 議案第55号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第56号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第24 議案第57号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第25 議案第58号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第26 議案第59号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和2年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
11月26日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
今期定例会は、同意11件、議案13件が町長から提出されております。
監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。内容はお手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長からも開会のお言葉がございましたけれども、令和2年第4回の議会を招

集をさせていただきました。全員の皆様に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、世間では、まだまだコロナの関係、猛威を振るっておりますけれども、幸い、私ども町では1件の感染もございませんでした。これも行政と町民の皆さんが一体となって対応しているという表れだというふうに思っております。

今期は、今日から18日までという大変長い日程になっておりますけれども、皆様方にはいかなお立場から御協力をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告は終わりました。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、太田侑孝君、9番、山本信之君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの18日間に決定しました。

◇

◎日程第3 同意第4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第4 同意第5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第5 同意第6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第6 同意第7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第7 同意第8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第8 同意第9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 9 同意第 10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 10 同意第 11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 11 同意第 12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 12 同意第 13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第12、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどは、行政報告の中で、会期がまだ決定していない中で、私自身が頭の中で感じていることを申し上げました。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは、提案理由の説明を同意案件第4号から第13号について、説明をさせていただきます。

現在の農業委員の任期が、令和3年2月20日をもって満了となることから、新たに10名の皆様を農業委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

いずれの方々も、農地の有効利用の推進等に関する職務を適切に行うことができるとともに、農業に対する様々な識見を有しているものと考えているところであります。

今回、議会の同意を求める者として、まず、地域及び農業関係団体からの推薦により委員として任命する者として、水川地区推薦の丹野浩之氏、上長尾地区推薦の鈴木和広氏、梅高地区推薦の山田友兵衛氏、瀬平地区推薦の浜谷隆康氏、久保尾地区推薦の大石義治氏、徳山地区推薦の中野利広氏、農業関係団体である大井川農業協同組合推薦の板谷隆輝氏の7名。

公募による選出区分として、小長井地区在住の筑地美帆氏、同じく崎平地区在住の神東美希氏、下長尾地区在住の小澤達巳氏の3名であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 13 同意第 14号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野暉君の退場を求めます。

（中野暉君 退場）

○議長（藺田靖邦君） 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫

君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第14号です。

川根本町農業委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど申しあげました同意第4号から13号までと同様、現農業委員会の任期満了に伴い、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める者として、公募による選出区分により、崎平地区在住の中野暉氏を新たな農業委員として任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

今回の農業委員の任期は、先ほど説明いたしました10名と本案の1名を含め、委員全員の11名の選任をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

中野暉君の入場を認めます。

（中野暉君 入場）



◎日程第14 議案第47号 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第47号、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第47号です。

農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

土地改良法第91条2第6項の規定により、町は、条例で定めるところにより、農地中間管理権が設定された農用地を対象とした県が行う土地改良事業の施行区域内の農用地について、目的外用途への転用や農地中間管理権の解除をした場合に、特別徴収金を徴収することとされたことを受け、関係条例を制定するものであります。

これは、農用地を目的外利用等に供した場合に当該事業の目的を達成できなくなり、農業投資の有効性に大きな影響を与えることから、町においては、特別徴収金に関する条例の定めがない場合、仮に補助金返還の事案が発生しても、当該返還金に供するための特別徴収金を徴収することができないため、必要条例を整備するものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第15 議案第48号 川根本町森林交流宿泊施設条例の制定について

○議長(藺田靖邦君) 日程第15、議案第48号、川根本町森林交流宿泊施設条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第48号です。

川根本町森林交流宿泊施設条例の制定について、説明をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、ウッドハウスおろくぼ、緑の伝習館は、それぞれの建設年次等の違いから、その管理等について規定する条例も施設ごと定めておりましたが、同一敷地内に所在する施設である等の実情に即し、ウッドハウスおろくぼを核とした川根本町森林交流宿泊施設として、その管理・運営を進めるため、従前の川根本町緑の伝習館条例、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例を廃止し、新たに川根本町森林交流宿泊施設条例を制定しようとするものであります。

また、川根本町南赤石テニスコート条例に関しましては、同施設の利用が低下をし、施設としての機能維持も難しい等の状況から、同条例を今回の川根本町森林交流宿泊施設条例制定に併せて廃止をし、今後は同施設跡地も含め、川根本町森林交流宿泊施設として利活用を図るよう対応をしていくものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第16 議案第49号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第16、議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第49号です。

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることになったことを受け、関係する川根本町国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の軽減判定所得算定における基礎控除額の引上げと、給与所得控除額の引下げに関する改正となっております。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第17 議案第50号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第18 議案第51号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第17、議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第50号と議案第51号の提案理由の説明をさせていただきます。

2件は、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布されたことを受け、関連する町条例においてその整合性を図る必要性から、所要の改正をさせていただきますのものであります。

主な改正内容は、いずれも「特例基準割合」としていた名称を、「延滞金特例基準割合」に変更する改正であります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第52号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第19、議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号です。

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、概要についての説明をさせていただきます。

水道事業は、言うまでもなく、町民生活を支える重要なライフラインであります。これまで建設をしてきました水道施設が耐用年数を迎え、施設整備や老朽管の更新などに多額の費用が見込まれる状況にあります。

そのような中で、平成31年度から令和10年度までの事業を見据えた川根本町簡易水道事業経営戦略を策定をし、計画的な施設整備に必要な事業費及び湧水や災害に対する備えを考慮しつつ、施設の維持管理を見直すとともに、必要な経費などを算定し、事業を展開していくことが重要であります。

管路更新には、多額の費用を要する反面、人口減少に伴い給水人口も年々減少し、水道事業の主要な収入源である水道料金収入が減少していくことが考えられ、計画的な施設整備や

維持管理を実施をしていくために、水道料金の改定を行う必要があります。

現行の水道料金は、平成21年度の改定から今日まで堅持してまいりましたが、将来にわたって安心・安全な水道水供給を行っていくには、水道料金の改定が必要であるとの判断から、水道運営委員会へ令和2年1月27日付で水道料金の改定に関する諮問をし、同委員会で協議をしていただき、10月26日付で、水道料金改定は適当であると認めるとの答申をいただきました。

これを受け、今回の条例改正において水道料金の基本料金を20%増、11m³から20m³までの超過料金を20%増、21m³以上の超過料金を11%増とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について

（ウッドハウスおろくぼ等の施設）

○議長（藺田靖邦君） 日程第20、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について（ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第53号です。

公の施設、ウッドハウスおろくぼ等の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

ウッドハウスおろくぼ及び緑の伝習館の指定管理業務につきましては、平成28年度より同業務を担っていただきました指定管理事業者からの申出により、本年10月1日をもって同事業者の指定を取り消したところであります。

これを受け、町としましては新たな指定管理事業者を公募したところ、株式会社KAWANEホールディングス代表取締役、迫洋一郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月18日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として申請者を選定をしたところであります。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第54号 新町建設計画の変更について

○議長（藺田靖邦君） 日程第21、議案第54号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第54号です。

新町建設計画の変更について、説明をさせていただきます。

平成17年9月の中川根町、本川根町の合併に伴い策定をされました新町建設計画は、当初10年間の計画期間でありましたが、平成23年の東日本大震災による関係法律の成立を受け、平成25年3月にその期間が5年間延長され、令和2年度までの計画となっております。

今回、平成28年の熊本地震等の相次ぐ大規模自然災害等により、全国的な建設需要の増大等の影響を受け、全国各市町村において、建設計画事業の実施に支障を来している状況を踏まえ、平成30年4月に合併特例債の発行期間を5年間延長する、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、変更をするものであります。

今回の主な改正点は、計画期間を令和7年度までの5年間延長を踏まえ、その間に想定をされる大規模な事業として、斎場の老朽化による再編及び義務教育の再編における施設整備を追加をするとともに、県が実施を予定している事業の追加等に伴い、財政計画を追加修正をしたものであります。

なお、今回の変更内容につきましては、県と事前協議を行っており、異議がない旨の回答をいただいております。

以上のとおり、新町建設計画の変更につきまして、旧合併市町村の合併の特例措置に関する法律第5条第7項の規定により、今回議会に提案をするものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第55号 静岡県市町総合事務組合格約の変更について

○議長（藺田靖邦君） 日程第22、議案第55号、静岡県市町総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第55号です。

静岡県市町総合事務組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第

286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、牧之原市にあります養護老人ホーム相寿園を管理する相寿園管理組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、規約の変更を行うものであります。

以上、よろしくご審議のほど、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第23 議案第56号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)**

○議長（藺田靖邦君） 日程第23、議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第56号です。

令和2年度川根本町一般会計補正予算（第8号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億330万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,300万円としたいものであります。

第2表の債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度実施ができなかった中学生・高校生海外研修事業及び小学5年生県外体験学習事業について、今年度の対象者を次年度においても対象とすることによる限度額の追加と、次年度に事業実施する予定であります。速やかな事業着手のために今年度中に契約締結する必要がある第2次総合計画後期計画策定業務の追加、ウッドハウスおろくぼ等に係る約3年間の当該施設の指定管理業務委託業務を追加するものであります。

今回の一般会計歳入歳出予算補正は、主に新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の追加となっており、その主な内容は、地域医療体制強化事業として、診療施設における発熱外来用待合室の設置、抗原定性検査用建物の借上げ、公共的空間等の安心・安全確保事業として、資料館やまびこ、中川根デイサービスセンターなどの施設改修、保育園等の屋外遊具の塗裝修繕、新たな生活形態の一つであるワーケーションの推進実証実験事業経費に加え、高度情報基盤施設の整備改修に要する事業費補助金、次年度予定の中学校教科書改訂に向けた指導用図書等の購入、今後の整備を予定しております北部残土処理場の測量調査費といった様々な事業を計上をしております。

今回の補正予算の財源といたしましては、冒頭申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、今年度分の交付額が決定をしております普通交付税につい

て、予算との差額を全額計上しており、その他財源更正として、財政調整基金をはじめとする基金の取崩しを減額をして調整をしております。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第57号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第24、議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第57号です。

令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,650万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,307万2,000円としたものであります。

今回の歳入歳出予算補正は、療養給付費及び高額療養費が増加したことに対応するものであり、その財源としては、全額を県支出金で賄うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した世帯の国保税減免措置に伴う減収に対する支援として、国庫補助金を新規計上をしております。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第25 議案第58号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第25、議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第58号です。

令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,709万2,000円としたものであります。

今回の歳入歳出予算補正は、地域支援事業の通所サービスやケアマネジメントといったサービス利用者が増加したことに伴う関係予算の増額、制度改正に伴うシステム改修経費の増額に加え、一般会計で実施をしている高齢者自立支援事業や介護予防事業等への充当も認められたことから、介護保険事業特別会計で受けた国庫補助金を一般会計へ繰り出したための予算計上となっております。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第26 議案第59号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第26、議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第59号です。

令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,577万8,000円としたものであります。

今回の歳入歳出予算補正は、患者数の増加に伴う医薬材料費や検査手数料の増額で、財源は全額診療収入で賄うものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月10日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。
ありがとうございました。

散会 午前 9時40分

令和2年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月10日(木) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 同意第4号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第2 | 同意第5号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第3 | 同意第6号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第4 | 同意第7号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 同意第8号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第6 | 同意第9号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 同意第10号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 同意第11号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 同意第12号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第13号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第14号 | 川根本町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第53号 | 公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設) |
| 日程第17 | 議案第54号 | 新町建設計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第55号 | 静岡県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第56号 | 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第20 | 議案第57号 | 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第21 | 議案第58号 | 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第22 | 議案第59号 | 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号) |
| 追加日程第1 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第2 | 議案第61号 | 財産の取得について |

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

2日には、第2常任委員会を開催し、委員会付託議案について審査を行っていただきました。誠にありがとうございました。

監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 2 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 3 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 4 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 5 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 6 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 7 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 8 同意第 11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 9 同意第 12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 10 同意第 13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第10、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの同意第4号から同意第13号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎日程第11 同意第14号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長(藺田靖邦君) 日程第11、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野暉君の退場を求めます。

(11番 中野暉君 退場)

○議長(藺田靖邦君) 本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの同意第14号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

中野暉君の入場を求めます。

(11番 中野暉君 入場)



◎日程第12 議案第49号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第50号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第51号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第14、議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第15 議案第52号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番、中原緑です。議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

条例の施行日が令和3年4月1日となっています。町民へのお知らせ期間が十分であると考えますか。今後、町民への説明対応を伺います。

2点目ですが、別表第1において、一般用の基本料金及び超過料金も増加しています。その積算根拠をお示してください。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの質疑についてお答えさせていただきます。

まず、初めの1点の関係です。

広報関係につきましては、町民へのお知らせ、これについては町のホームページや広報紙への掲載、また、かわねフォンによる告知、組回覧によるお知らせ、あわせまして納付書送付時、奇数月に納付書を送付いたします。今回でいきますと、1月、3月、5月にチラシを同封するなどの広報を実施していく予定であります。

2つ目の積算根拠の関連でございます。

新旧対照表の7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、初めに、改正前の料金体系について御説明をさせていただきます。

7ページのほうの現行、一般用でございます。

まず、13mmの口径につきまして、現在の基本料金1,936円となっております。

こちらは、10³mまでの基本料金という形で、単価は1,760円に消費税を掛けた金額が1,936円という形で、ここでは表記をさせていただいております。

また、あわせまして、超過料金、11³mから20³mまでにつき44円というのも、40円の単価に消費税を掛けた形での表記となっております。

同じく、21³m以上につきましても、現行単価でいきますと114円に10%の消費税を掛けた金額で、ここでは表記をしているという状況でございます。

右側の改正につきましてですけれども、新料金の基本料金の金額2,323.2円という金額につきましては、現行の1,760円の単価に20%の料金を加算した額が、新たな今後の基本料金の単価という形になってきます。それに消費税10%を掛けた金額が2,323.2円という表記に

なります。

同様に、超過料金につきましても、11から20㎡までにつきましても、現行の40円に20%、今回改正で上げます20%を上乗せした額が新しい基本単価となります。それに消費税を掛けまして52.8円という表記になります。

同じく、21㎡以上につきましても、同様な形の対応と、すみません、21㎡につきましても、11%を掛けた金額になりますので、現行の114円に11%上げさせていただいた額が126.5円、それに消費税を掛けまして139.1円というような積算となっております。

参考例としまして、例えば口径13mmで30㎡を使用した場合の料金体系でございます。

現行の料金体系でいきますと3,630円が請求金額になります。

今回の新しい改正案で計算した場合には、4,240円という金額になりまして、610円の増額となります。

請求は2か月に1回の請求になりますので、1日当たりにしますと約10円の増額というような形になります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番目の広報の丁寧なお知らせをしてくださるということなのですが、このコロナ禍で、全く行き先が見えない情勢の中で、町は住民生活の基盤であります水道料金を値上げするということを決められたということ、本当に断腸の思いとお察しいたします。

この改定は、人口減少や水道施設の老朽化を見込んだ料金の値上げであり、将来にわたり安心・安全な水道供給を次世代に引き継ぐためなんですということを、丁寧に、また明確に町民の方々にお伝えしていただきたいと心から思います。

本日、この後、今後、議会だより速報版、広報かわねほんちょう、またホームページ、納付書、そしてまた議会だより等でこのことをお伝えしていくわけなのですが、かわねフォンでもお知らせされるということなのですが、ちょっとお願いがありまして、かわねフォンは利用度合いが人によってかなり違うようです。

見るのが、パネルを見るのがばらばらのようなので、ばらばらというのは、見るタイミングですね、見たり見なかったりということなので、何回か重ねて流すことも必要かと思えます。ということで、お願いするということ、お伝えしていただくということ、そしてかわねフォンは何回か流していただきたいということです。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今、御指導いただきましたとおり、広報等につきましても、漏れのないような対応で対応のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 2番目の点ですけれども、基本料金の件なんです、施設設備老朽化の更新費用を見込んで、その財源確保のために料金改定したもののことですが、水道料金の値上げが、人口減少のほかに、節水型の生活様式の定着による給水量の減少だとすれば、そこに大きな矛盾が生じていると思います。

今、家庭では、お風呂の水を洗濯機へ使うのは当たり前ですし、トイレの水も二、三十年前に比べたら1回流す水の量が3分の1、約4割に減っているそうです。まさにエコライフを一生懸命実践しているのにもかかわらず、今の社会環境では実を結べないことが感じられます。

この先10年を見据え、施設規模の見直しや管路更新を含めた費用を賄うためには、約20%の値上げが適当とされたわけのことですが、財政計画シミュレーション上では、料金改定後でも令和3年度から収入は落ち込み、令和4年には収入・支出ともかなり減額が予想されています。積算の上で特別な要因がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今の御質問なんですけれども、12月1日の全員協議会のほうでお示しさせていただいた資料の中でいきますと、例えば20%料金を上げた場合の改定後におけます収支につきましては、マイナスじゃなくてプラスになっていく、多分表示でお示しさせていただいているかと思います。

ですので、現行の料金体系でいったままでいきますと、今後マイナスがどんどん増えていくというというような状況で、多分お示しさせていただいておりますので、今御質問があった料金改定に伴ってもまだマイナスされるというのは、ちょっと理解ができなかった部分で、大変申し訳ございません。

料金体系におきましては、今議員が言われましたように、施設の更新はもちろんですけれども、今の生活の関係、節水型の生活が送られているのも、実際今の関係では多いかと思えます。

そういう中では、やはり、使用量に応じた形での請求をしていくという形になっていく中では、やはり水道料金という収入源のほぼ、約50%近くが、要は水道を使用した使用量に基づいた収入を充てているような状況でございます。

ですので、現行の場合、今後、人口減少も伴います。それからまた、今言われましたように、水道使用量が減ってくるという形になれば、当然料金収入も下がってくるというような状況になる中では、今後の施設整備、また管路の更新等に伴います財源確保のためには、やはり大事である収入源である水道料金の確保のためには、値上げをしていかざるを得ないという状況で、水道運営委員会の中でも十分に検討した中で、今回の値上げに至っている経過でございますので、何とぞ御理解いただければと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について

(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長(藺田靖邦君) 日程第16、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第54号 新町建設計画の変更について

○議長(藺田靖邦君) 日程第17、議案第54号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、新町建設計画の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第55号 静岡県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長(藺田靖邦君) 日程第18、議案第55号、静岡県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第56号 令和2年度川根本町一般会計補正予算

(第8号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第19、議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第20 議案第57号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第20、議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第58号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第21、議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第59号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第22、議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時10分

○議長(藺田靖邦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長(藺田靖邦君) お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長(藺田靖邦君) 追加日程第1、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第60号です。提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、豪雨災害により大規模崩落等が発生し、通行不能となっている林道千頭嶺線について、令和2年度林道施設災害復旧事業、林道千頭嶺線災害復旧工事(7月梅雨前線豪雨災害)として改良工事を行うものであり、去る11月30日に土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行したところであります。

その結果、株式会社柳澤組が落札をし、契約金額7,843万円で工事請負契約を締結をしよ

うとするものであります。

工期につきましては、前回の臨時議会で繰越明許費をお認めいただいたとおり翌年度となりますが、議決の日の翌日から令和3年12月10日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第61号 財産の取得について

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第2、議案第61号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業テレワーク用端末の購入契約の締結について、議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る11月30日に、物品購入に関する入札参加資格を有する県内3業者をもって指名競争入札を執行いたしました。

その結果、株式会社SBS情報システムが落札をし、契約金額1,089万円で物品購入契約を締結をしようとするもので、納期は令和3年3月26日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月18日午前9時に本会議を開会し、一般質問を行います。また、第2常任委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、追加議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前10時15分

令和2年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年12月18日(金) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第47号 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第48号 川根本町森林交流宿泊施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第61号 財産の取得について
- 日程第 6 発議第 3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 7 議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中澤 莊 也 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	中野 暉 君	12番	藺田 靖 邦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	鈴木 浩 之 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	北原 徳 博 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和 英 君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野 克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月10日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月10日の本会議散会后、全員協議会を開催し、追加上程議案の詳細説明を受け、その後議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会3日目の議事日程等について御協議いただきました。

また、全員協議会終了後には、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様に議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

監査委員から令和2年度定期監査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、中澤莊也君、山本信之君、澤西省司君、中原緑君、石山貴美夫君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） おはようございます。大変寒くなりました。6番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。いつものように、ここに立たせていただくのは、町民、区民の皆さんのおかげです。いつも大変感謝しております。

師走に入りましたが、今までと違い、世の中が一変しています。新型コロナウイルス感染症が長期に居座っています。改めてコロナの怖さは世界的規模で蔓延し続けていることです。静岡も例外ではありません。私が今年度3月議会の冒頭で、世界の患者数が30万人を超え、欧米諸国に広がっているという話をさせていただきました。その後約9か月間で、12月17日現在、世界の感染者数は約7,377万人、死者も約164万人で、驚異的に増え続けています。

昨日、東京都では822名の過去最大を更新しています。小池都知事は、年末年始コロナ特別警報の宣言もしました。日本の年末年始、恒例の伝統文化行事、祭りさえも奪っています。世界中の子供たちの楽しみなクリスマスにも影響しています。新型コロナウイルス感染症対応の医療従事者には、昼夜問わず治療に専念していただき、深く感謝しております。ありがとうございます。何よりも、一日でも早く開発されつつあるワクチンが全世界に行き渡るように祈っています。それさえ接種できれば、国内も安定に向かうと思います。現実の世界は危機的状態には変わりはありませんが、それぞれの分野で頑張っています。町民もしかりです。

そんな折、悲しい事件が起きました。弱者の路上生活者が、加害者の身勝手な動機で女性が暴行され死亡いたしました。いつの間にか周りのことを自分自身の視野から抹消する心理が働いたのではないかと専門家が分析していました。よく分かりませんが、少なからずコロナも影響したのではないのでしょうか。

さて、来年度の当初予算は、我が国は約106兆円後半、県は約1兆3,200億円です。どちらもコロナ対策を含め、過去最高になる模様です。歳入は税込減で、さらに厳しさを増しています。

最初の質問は、令和3年度において、当町はどのような予算編成に当たり、今後取り組むかをお伺いいたします。

①来年度の予算編成に当たり、重点的な施策を伺います。

②といたしまして、来年度に向け新型コロナウイルス感染症拡大防止等の概要をお伺いいたします。

③長期化する新型コロナウイルス感染症対策には、今後の住民生活、産業活動等への影響を及ぼすと懸念されるが、町として予算計上も含め、どのように検討されるかをお伺いいたします。

④青部駅周辺の整備事業は、来年度に向け進展は図られるのかをお伺いいたします。

2点目は、教育委員会の職員の約3年間に及ぶ努力により、川根本町立学校の今後の方向性（案）を町民に伝えて理解を求めて、各地区説明会の最中の質問になりますので、内容によっては答弁に苦慮する場合も多々あるとは思いますが、今のタイミングが大事と私なりに

考えて質問いたしますので、協力をお願いします。

新町建設計画から今後の町立学校の方向性についてを伺います。

各地区説明会後の次年度以降の川根本町立学校の方向性を決定する上で、議会等への今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

壇上からは以上です。

○議長（菌田靖邦君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

令和3年度予算編成に際し、今後の取組についての質問がございました。

まず、重点的な施策の柱は、との質問でございましたが、国の経済財政運営と改革の基本方針2020では、コロナ禍においてもデジタル化の推進、活用など、新しい生活様式やビジネスが動き出しており、この動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、新たな日常の構築による質の高い経済社会の実現を目指すとしております。これを念頭に、次年度の予算編成に当たっては、基本的には本年度と同様に「川根本町の強みを生かす」、「人口減少の克服を目指す」を柱に、人づくり・魅力づくり・活力づくりを効率的に好循環し、相乗させていくための予算編成とするように、10月に行った予算編成方針説明会で指示をしたところであります。

一方、何度も申し上げておりますが、町の財政は大変厳しい状況に加え、コロナ禍での想定しない特別な支出も心配される中では、今まで以上に優先課題の設定とめりはりの強化が必要であることから、この予算編成は非常に厳しいものになるというふうに認識をしております。次年度予算編成は、今まで以上に町の将来を見据えて、持続可能な行政運営を継続させるための予算として編成をしまいたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、様々な分野で対策を講じているところでありますが、いわゆるウィズコロナ時代、またアフターコロナ時代においても、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいくことが重要であり、国の第3次補正予算をはじめとする国等の予算を最大限活用し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、予算編成においても、国が提唱しているデジタル化の推進、活用、新しい生活様式に通じることでありますが、今までは常識であった様々なやり方を改めていくことも重要であるというふうに考えております。

青部駅周辺整備事業の来年度における計画といたしましては、利活用のための現在の埋め土部分と国道との接続について、排水施設整備のための予算を計上させていただく予定であります。詳細に関しましては県等関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の町立学校の方向性を決定する上で、議会等への今後のスケジュールに関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、野口議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

現在、川根本町立学校の今後の方向性について、保護者の皆様や地域住民の皆様への説明会を行わせていただいております。

今後の議会等へのスケジュールについて、再編計画の準備における経過報告をさせていただくとともに、準備に必要な協議等を行わせていただき、義務教育学校の開校に間に合うように、学校設置条例の制定や必要な条例等の改正について協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） では、再質問をさせていただきます。

最初に、国の重点目標である子ども・子育て支援対策及び移住・定住促進事業等は、当町の何よりも優先される事項と考えております。先ほど町長の答弁にもございました、来年度の予算に反映されることを期待する。見解をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） どなたかありますか。企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、野口議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在のコロナ禍により、地方での生活環境が注目されている中、議員が言われるように子育て支援策や移住・定住施策の充実が重要な鍵であるということは間違いございません。具体的な施策につきましては来年度予算提出時になりますが、従来町の施策の充実に加え、国・県等の施策を活用した支援や移住相談や空き家などの活用を、地域と一体となり推進することが重要と考えております。ハード、ソフトを問わず身近なサービスを展開することにより、住み続けたい、住んでみたい町を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、コロナ禍において長期消費低迷がさらに長引く中、主要産業のお茶の支援についてお伺いいたします。

国の農業追加交付金等があれば、決定後、速やかに農業生産者、茶商への取組の実施を進めてほしい。その点についてお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） コロナ禍での茶業関係者、また農業者、茶商へのさらなる取組への支援ということですが、町といたしましては、今後においても国が構築しました様々な支

援策について、関係機関に協力を得ながら、国の財政的支援を活用しまして、農林業関係団体等との協議の上、施策を実施していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連の質問でございますが、今、課長がおっしゃったのですが、今年度はコロナの影響で農業のいろいろな助成等はしておるのですが、来年度はやはり国・県の施策に沿って行うということは言っておりますが、町独自として支援を行うという考えは今のところないでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 繰り返しになりますが、国の財政的支援を活用しまして、関係団体と協議しまして支援策、施策を協議の上、実施していきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 関連にもなりますが、特に地元飲食業、食堂に新年度予算成立前でも、また国の施策前でも、業界から要請があれば、町独自でも緊急的な支援を検討してほしいと思うのですが、どのようなことをお考えになられているかお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 地元飲食業につきましては、コロナ対策といたしまして、国の持続化給付金、雇用調整助成金、融資など、また町のほうでは国の支援を活用しましてコロナ対策助成金、また商品券の発行などにより、経済喚起を対応してまいりました。今後につきましては、第3次による支援策、また支援制度を活用しながら商工会と連携し、進めていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、大井川鐵道本線は7月豪雨災害復旧工事でしばらく代行バス運行が続きます。目玉商品のSLかわね路号も運休、トーマス号においては冬バージョンも当町には来ない中で、観光協会のG o T oキャンペーンの当分の中止は痛手です。年末年始に寸又峡、接岨峡等のコロナ不況にも追い打ちをかけないか心配されます。冬季休業も長引き、また経済的にも冷えることも懸念されることも予想されます。間接的でもいいですが、業界の第3弾に期待する声も大事にしてほしいと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 確かに議員おっしゃいますように、大井川鐵道のSL休行、また年末年始のG o T oの中止ということで、本町におきましても影響はあるかと思えます。現在町の地方創生交付金の第3弾といたしまして、12月から2月まで宿泊クーポン、地域の

商店に関するクーポン割引などを予定しております。また、井川線のアプト式鉄道におきましても、星空列車の運行等予定をしている状況でございます。今後、国の第3次補正等による支援制度及び予算等を活用した支援策などを注視しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 先ほど町長も冒頭の答弁の中に、やはり来年度の予算は大変厳しい中でめりはりをつけて頑張っていくという中で、また私たち議会も町民も、来年度の予算に対して、また具体的になった時点で、いろいろな意味で注視していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、新町建設計画から今後の町立学校の方向性についての中での再質問をいたします。

地区説明会の中で、規模が全く違う2校の義務教育学校の設立案を選択した理由を詳しく説明を受けても、規模の差がよく分からない、説明会でも様々な意見が各会場より上がりました。全体の内容を含めて、今後議会等への教育委員会の趣旨を十分説明する必要性もあるのではないかと考えます。その点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

野口議員におかれましては、住民説明会をこれまで5日間開催をさせていただいている中で、毎日御参加をいただき、誠にありがとうございます。

その説明会の中でも趣旨等を説明させていただいておりますが、川根本町立学校の今後の方向性につきましては、住民説明会以外にも小学校の保護者の皆様、子育て支援施設の利用者の皆様、保育園の保護者の皆様に対し、施設に直接出向き、説明をさせていただいております。さゆり幼稚園の保護者の皆様に対しましては、年明けに説明をさせていただく予定となっております。現在、日程の調整をさせていただいております。

再編計画の中で、義務教育学校の開校を目指しておりますが、義務教育学校とは、小学校の6年間と中学校の3年間の義務教育期間の合計9年間で、一つの学校として一貫の教育を実施するための学校となります。義務教育学校は、小学校と中学校を別々の学校ではなく一つの学校にしたことが特徴で、義務教育を一貫して行い、9年間の系統的な教育、9年間の継続的な生徒指導、1年生から9年生まで異学年交流などが特徴となっております。

義務教育学校におけるメリットにつきましては、中学校教員による専門性の高い指導を小学生も受けることができます。また、特に理数系の科目や英語において、その効果が期待されているところであります。また、義務教育学校になっても、小学生の複式学級が想定されますが、柔軟な時間割により、教員等の配置等によりまして、複式の実質的な解消が期待できるところであります。さらに、学校全体の教職員数の増加、部活動開始年齢の前倒し、

9年間のキャリアの積上げなど、多くのメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連で、先ほど壇上というか教育総務課長がおっしゃった中で、今後のスケジュールの中に、学校設置条例等も議会に出るといことはお答えをいただいたのですが、今現在、いつ頃の時期を想定しているか、分かる範囲でお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 現在再編についての説明をさせていただいておりますので、開校に間に合うように条例等の制定について協議をさせていただきたいと思っておりますので、具体的にいつということは今のところは申し上げられませんが、開校に間に合うように対応させていただければと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私の考えでは、開校のスケジュール、非常にコロナの関係でいろいろ出遅れる点もあると思うのですが、令和4年度末ぐらいには検討していかないと、このスケジュールでは厳しいような気がします、その点もう一度質問させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ありがとうございます。その辺も含めまして、上程の時期につきましては検討をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続けて質問させていただきます。

関連、重複質問になるかもしれませんが、今年度、現在の出生数が5名と聞く。令和2年度では1桁の可能性も十分考えられる状態で、心配しております。今後、先を見据えたとき、それぞれの議論は別にいたしまして、1校案も視野に入れる必要も考える。行政ばかりではなく議会、町民も含め、大きな課題であることを承知しております。子供たちの将来に関わる大事な問題なので、一議員としても2校案の中身ではどういう教育を目指すのか、どういう学校にするのか、さらに理解するためにも、2校設置案に関する説明を求めます。

さらに、生徒・児童が減った場合は、明確な今後の目標案等どうするのかを含めて、再度お考えをお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

説明会の中でも、持続可能な川根本町の子育て教育を目指して、今後の方向性を説明をさせていただいております。それらの資料等を基にしまして、議会におかれましても御議論をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 確かに今、教育総務課長がおっしゃったとおり、まだまだ協議の途中でございますので、今後、いろいろな意味でまた双方勉強していきながら、最終目途に向かっていきたい中で、今の説明でいきますと、大きな目標、今の点では私の質問に対しては今の状態がお答えの範囲というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） そのようにお願いをしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと質問を変えて。

それこそ説明会の中でも、あるいは議会の全協でお話しした中で、通学時間の負担の説明で、近隣市町のバス通学にかかる時間は片道最大30分程度、それほどこの市町のことが、根拠的なことを教えていただきたいと思います。お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの30分程度という御質問に対しましては、聞いている範囲の中では牧之原市等でそのような状況ということで聞いております。また、通学時間につきましては、平成27年1月に文部科学省から公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引、「少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」が示されております。その中で、統合後の最遠方からの通学時間は10分から75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっており、おおむね1時間以内を目安というもので、市町において地域の実情や児童・生徒の実態に合わせて対応するよとということ、資料が示されております。教育委員会としましても、子供たちに過度の負担とならないように検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） この関連です。

それこそ、今、新聞等を見ますと、島田市が小学校、中学校の統廃合がある中で、聞いているところによりますと、島田の小学校は相賀小、神座小、伊久美小、第一小学校の四つが統合の対象と聞いておりますが、その中で、やはり通学は、今、文部科学省の諮問もあったと思うのですが、約60分を最高、恐らく伊久美小が一番遠いと思うのですが、それを含めて、私は牧之原市等聞いていただいたということでしたが、やはりもう少し近隣の市町を何ぼか聞いていただいたらと思っておりますが、島田はどんなふうに、今の時点でお聞きしていたか、再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 申し訳ありませんが、島田市の情報については把握しており

ません。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私が言うのは、先ほども関連の中でも質問したのですが、やはりこれからいろいろな方向で、当分教育委員会としては2校案ということは説明している中で、今後長い目で見たときに、通学の時間に対して非常に説明会の中ではなかなかそこまでお話しができなかったものですから、ここで質問することによって、ある程度通学時間、子供には負担をかけないと言いながら、多少私は今の段階で、さらに30分と言っていますが、10分、15分長くなれば、この町の中心というか、南北に長い中で十分通学可能ではないかということをおもっておりますが、その辺を含めて何か総務課長の教育委員会としてのお考えがあれば、再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、現状におきましても小学生において長時間の通学をしておる子供たちもおりますので、その辺、過度の負担にならないように検討してまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、この町は南北に長いことは承知しております。子供にとってどうなのか。子供たちを取るのか、旧態依然の地域を取るのか。今のままで進展すれば、資料不足で議員も判断に迷う可能性は否定できないとも考えてしまいます。行政は今後示す幾つかの案件に対して、住民、議会等にもっともっと根拠資料の上乗せをするべきと考えますが、どのような考えをお持ちか、お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

当然のことながら、今後も必要な資料、情報等は議会のみならず、多くの方々に提示をしてまいりたいと考えております。そのように努めてまいりたいと思います。

また、次世代教育等いろいろな資料につきましては、文部科学省のホームページ等を御覧いただければ、詳細な資料が提示されておりますので、それについて御確認いただければと思います。また、それ以外にも様々な資料が示されておりますので、参考になります。できれば御確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 少し話が長くなります。今、私が感じている思いを含めてお話をさせていただきます。

教育長がお話しされたことで、次世代の教育は一斉型の教育ではなくなる、新しい意味の個性的人間が必要と説明された。今後、議会等で協議するとき重要なことかもしれません。せっかくの理想とする教育像をこの地に根づかせる、将来、全国から最高の教育を求め、こ

の町へ、場合によってはアジア等から児童・生徒が集まるかもしれません。可能性は否定できません。が、今後を含め協議の進展状況によっては、2校案、1校案ともに決めかねる。段階的に2校から1校にする案も、教育委員会は持ち合わせているのかよく分からないし、急にも理解できない現状をお話をしている中で、判断しかねる段階ですので、私が一番心配することは、一部を聞いて独り歩きすることが最も危険で、時には大きな誤解を招きかねない事例を聞いていますので、慎重に事を進めた上での質問です。

今の機会に行政にただす必要があると思い、質問をするわけで、候補地適地条件等も課題検討事項に入れて、膝を交えて時間を惜しまず、なおかつ時間をかけて、そんな中で「今後、最終的に子供たちにとってどうかという視点に、大人も踏まえた上で議論していかなければまずい。幼児期の子供を含めて検討すること」、退職する中学校の校長先生の委員会のときの言葉でした。肝に銘じて今後の方向性、スケジュールに沿って、行政、議会等が双方穏やかに聞く耳を常に持って、大きな課題に今後取り組めたらと思います。当然これから、先ほど教育総務課長がおっしゃったように、検討部分は多数あると思いますので、地区説明会を聞いただけのことで、何も決まっていけないのも事実です。答弁は求めませんし、必要ありません。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

9時50分より再開いたしますので、休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時50分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） すみません、眼鏡が曇るものですから、マスクを取らせていただいでしゃべらせていただきます。

改めまして、皆さんおはようございます。7番、中澤莊也です。コロナの感染拡大が一刻も早く収まるように、心から祈りながら一般質問をさせていただきたいと思います。

質問事項は、障害者等への公共料金の減免についてということで、3点の質問を行います。過疎地域自立促進計画についてということで1点、地籍調査についてということで3点の質問を行います。

最初に、障害者等への公共料金の減免についてということで、三つの質問を行います。

一つ目は、現在我が町において行われている障害者等への公共料金の減免措置の実情は、どのようになっているのか。最低限の生活を保障するための生活保護法による生活扶助等、

障害者手帳を有する人たちに対する税制上の優遇措置、JRの鉄道運賃の割引措置、NHK放送受信料の減免措置等、多くの障害者等の社会的弱者に対するセーフティーネットがあり、社会全体で障害者等の社会的弱者を支えていくという仕組みが整えられています。誰でもが安心・安全で自分らしく暮らせる社会の実現をまちづくりの基本とする我が町、川根本町の実情、特に社会福祉施策の一環として行われている我が町独自の障害者等に対する公共料金の割引、減免措置の状況等を伺います。

二つ目に、障害者等への水道料金の減免措置を行う考えはないか。静岡県下においては、障害者のいる世帯等への水道料の減免措置を行っている市町は見られませんが、広島市等においては障害者のいる世帯、ひとり親世帯等に対する水道料の減免措置を福祉施策の一環として講じています。我が町においても給水条例や規則において、明確に減免の規定が明記されていますが、障害者のいる世帯等に対する減免の規定はありません。他の市町に先駆けてこのような規定を規則に追加し、障害者のいる世帯等の水道料金の減免措置を行う考えはないかを伺います。誰でもが安心・安全に、そして自分らしく暮らせる川根本町の具現化のために必要と考えます。

三つ目は、コロナ対策事業の一環として、飲食店等に対する水道料金等の減免措置を行う考えはあるかということです。コロナ対策事業の一環として、飲食店等から申請があった場合に、給水条例施行規則に第11条第1項第2号の規定により、水道料金の減免措置を行う考えはあるかということ伺うものであります。

二つ目の大きな質問であります、過疎地域自立促進計画についてということでもあります。

5年間の過疎計画の評価と課題について、どのように捉え、それを新たに過疎計画にどのように生かしていこうと考えているのか。平成29年5月に作成された川根本町過疎地域自立促進計画の中では、人口減少、農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加、木材価格の大幅な低下により生産活動は停滞し、産業として成り立つには困難な状況になっていると記されています。これらの町の大きな喫緊の課題等への対応は、5年間の過疎計画の中でどのように行われ、課題等の解決に至ったのか、課題として残されたままであったのか等、その過疎計画に対する評価等を含め、令和3年からの5か年の過疎地域自立促進計画に盛り込まれる予定の計画の内容等を伺うものであります。

最後に、地籍調査について3点の質問を行います。

1点目は、事業の進捗状況と今後の見通しであります。現在、どの地区の地籍調査が行われ、登記に反映された地籍調査の結果、地区、面積等はどのようになっているのか。広大な面積を持つ川根本町全域の調査終了までのおおよその年月と費用等について伺います。

二つ目は、地籍図、地籍簿策定後における県への認証手続には問題がなかったかということでもあります。静岡新聞の中段、「地籍調査は43億円、登記未反映、国交省に改善要求、検査院調べ」という記事が掲載されたのを御覧になった方もいらっしゃると思います。皆様も御存じのとおり、地籍調査は、境界の確定、測量、地籍図などの作成、認証、登記という手

順で行われます。調査の結果が登記に反映されて初めて地籍調査の目的が達成されたということが言えると思います。

三つ目であります。地籍調査が未実施の場合、再開発や災害復旧の支障になると言われています。調査体制の充実と強化を図る考えはないかということ伺います。地籍調査を円滑かつ効率的に行うには、測量設計の知識、技術等を身につけた専門職の採用も視野に入れ、事業の推進に取り組む必要があると考えます。

行政側の明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、障害者等に関する町の公共料金減免措置の実情に関する質問がございました。町の公共料金は、そのサービスに対する対価として、利用する方から応分の負担をいただくことを原則としておりますが、障害者等への減免制度として、生活手段である交通関連、町営住宅関連に減免措置を講じているところであります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

次に、水道料金の減免措置に関する質問がございました。水道料金は、加入者が使用した水量に応じて料金の支払いをいただくことが大前提でありまして、障害者においても健常者と変わらない生活をしている方など、障害の状況に応じて様々な生活体系が混在をしていることもございます。障害者だから生活が困窮していると判断できることばかりではないことから、現状では減免措置を行う予定はございません。

なお、減免の状況とコロナ対策に関する御質問及び2点の過疎計画への質問は、答弁は後ほど担当課長より説明をさせていただきますけれども、最後は地質調査についての御質問への答弁になります。

御質問のうち、進捗状況及び認証手続については、後ほど担当課長から報告をさせていただきますけれども、私からは地籍調査体制の充実と強化についてお答えさせていただきます。

地質調査の重要性は、東日本大震災の被災地において地籍調査が完了していた地域では、土地の境界確認が円滑に進み、いち早く復興が進んでいることや、県内の海岸線に接する市町で、津波被害から早期復興を念頭に置き、地籍調査を重点的に実施していることなど、災害からの迅速な復旧のためにも、非常に重要な事業であることを認識しております。

しかしながら、当町の財政状況は大変厳しい状況にあるということは、再三御説明をしているところであります。加えて新型コロナウイルス感染症対応のため、新たな生活様式に対応した事業も進めていかなければならないことは御理解いただけるものと考えますが、議員はその上で、あえて地籍調査業務の重要性を一般質問の形で述べられておられるものと受け止めておるところであります。限られた財源、人材により様々な問題に対応している当町

において、地籍調査業務に関する体制は、町の現状に即したものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいま町長の御答弁の中で、地籍調査に関する御質問に対する答弁の中で、当然のことでございますけれども、2点ほど地質調査と申されましたけれども地籍調査の間違いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 障害者、生活困窮者に関する公共料金の減免措置の状況について、お答えをさせていただきます。

まず、交通関連でございます。外出支援サービスがございまして、障害者に対する減免制度が設けられてございます。重度障害の1級、2級、それから3級の内部障害の方を対象といたしまして2割軽減、これを行ってございます。また、町営住宅関連といたしまして、住宅使用料におきまして、生活困窮者や一時的に収入が低下した場合、その場合の減免あるいは納付猶予の規定がございまして、特に、生活として経済的な支援が必要な生活保護世帯につきましては、県の業務でございまして、生活保護法により様々な扶助、つまり給付がございまして、減免とは異なる運用でありますけれども、例えば生活扶助としまして介護保険料相当額が生活保護費に加算をされている、介護扶助としまして介護サービスの自己負担分が現物給付される、住宅扶助として住宅の家賃が支給、このように生活を支えるため、福祉的、経済的支援が行政サービスという形で行われているということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、障害者に対する減免措置の関連でございます。川根本町簡易水道事業給水条例第32条及び川根本町簡易水道事業給水条例施行規則第11条第1項の規定によりまして、町長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金等の軽減または免除することができるという規定になっております。現時点では障害者等を含め、特定の人への減免措置は行っていない状況でございます。しかしながら、生活困窮者など、生活保護法で定める最低生活費を基準に保護費の支給を受けて生活をしている世帯におきましては、水道料金の軽減申請があったものに対しての基本料の軽減を行っている状況でございます。これにつきましては、現在、生活保護世帯の関係について、10世帯に対しまして水道料金の基本料金の免除を行っている状況でございます。

次に、3点目のコロナ対策事業の関連です。飲食店に対します水道料金の減免措置を行う考えはあるかとの質問でございますけれども、先ほど野口議員の答弁の中にもありましたように、飲食店関連につきましては、今のコロナ関係では持続化給付金、そういうものが支給されているような状況もございまして、現在特段飲食店に関する措置というものはございません。

水道料金につきましては、加入者が使用した水量に応じて料金を支払いいただくということが大前提でございます。現状としましては、納付期限から3か月以上未納がある場合につきまして、給水停止を行うことと定めておりますが、納付相談や料金の一部納付をされた方には給水停止を行っていない状況でございます。現在も水道料金未納者や生活困窮者など、納付相談を受けて対応を行っており、今後も同様の対応をしていきたいと考えております。

コロナの関係では、令和2年9月末で、コロナの影響によって現在未納になって納付ができないというもので納付相談を受けたものが数件ございます。それにつきましては、相談を行っていただいた方につきましては納付猶予ということで、例えば2か月で1回請求が行きますけれども、翌月末までに納付してくださいという納付期限、それを猶予するというような対応を取っている状況でございます。ちなみにですけれども、コロナの関係で飲食店から5件ほど相談をいただきました。その状況につきましては一部納付、また全て納付済みというような状況でございます。ですので、料金についての減免という措置は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから2点目の過疎計画の御質問についてお答えさせていただきます。過疎地域自立促進計画は、過疎地域の自立促進を図るとともに、地域格差を是正し、美しく風格のある国土を形成することを目的とした過疎地域自立促進特別措置法に基づき、地域の自立促進に向けた施策を取りまとめたものでございます。

根幹である現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年3月の法律制定から、平成22年度にはソフト事業への過疎債充当などの拡充、平成24年には東日本大震災の影響を踏まえ5年間の期間延長が行われたことによりまして、現行法の期限が令和2年度末となっております。現在の本町過疎地域自立促進計画では、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、医療の確保など、9分野において関連事業を掲載させていただき、過疎債を活用し、まちづくりを進めておるところでございます。

議員御承知のとおり、自主財源の確保が難しい本町にとりまして、当該計画を基に借入れができる過疎債は、元利償還金の70%を交付税措置していただける有利な起債であり、住民生活の環境整備には欠かせないものでございます。

充当事業としましては、町道、林道などの生活道路の整備、スクールバス、ごみ収集車、診療機器の整備や観光施設等の整備に充当しているほか、ソフト事業として公営塾事業に充当しております。近年では国における過疎対策事業への予算確保が難しい状況であります。全国の過疎地域市町村と連携し、予算確保をお願いしているところでございます。

次期計画についてであります。その根拠となる新たな過疎対策法につきましては、来年の通常国会において議員立法として提出される予定とのことでございます。基本方針としては、現行法の基本的な考え方に加えまして、過疎地域の課題克服に向けた新しい取組として、

過疎地域の特性を生かした学校教育の展開、新しい人の流れと人と地域のつながりの創出、しごとづくりの新たな展開、集落づくりのための新しい組織とネットワークなどが示されると聞いております。法律の成立は令和3年3月下旬と見込まれておりますが、今後示されます計画の方針を踏まえまして、川根本町民が住み続けたいと感じる地域づくりへの施策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 地籍調査の関係で報告のほうをさせていただきます。

まず、初めに調査作業の進捗状況についてです。地籍調査の全体計画は、町の面積496.72km²のうち、大井川や国有林を除く206.54km²を調査対象としており、完了した面積は藤川地区5.84km²、水川地区2.36km²のうち0.94km²、計6.78km²であります。

また、町の調査とは別に静岡県森林組合連合会が山地の地籍調査を実施しており、昨年度までに調査が完了した面積が8.70km²であり、町全体では15.48km²、率にして約7.49%の進捗となります。現在は水川地区の再調査業務を行っております。このうち、水川トンネル北側、丹郷橋周辺の0.37km²の再調査が完了し、最終工程である閲覧を11月13日から12月3日にかけて実施しました。並行して水川川周辺の再調査も始めており、順次再調査を進めてまいります。

二つ目の質問の認証手続きに関しましては、閲覧が終了した地籍図及び地籍簿は、測量や調査の成果を整理した後、来年度認証請求できる見通しであります。

建設課の体制についてであります。不足する人員を補うため、平成28年度から静岡県の外郭団体であるふじのくにづくり支援センターに再調査支援業務を委託しているところです。また、平成31年4月から職員1名が増員となり、専任で地籍調査業務を行っております。その結果、先ほど申しました丹郷橋周辺の再調査を、閲覧工程まで行うことができました。しかし、水川地区全ての再調査を完了させるためには、まだ多くの時間と事務処理を要します。

技術職の採用ということがありましたけれども、土地の境界を決めるという事務は相応の慎重さも求められることから経験が必要であり、職員の育成が重要と考えています。現在の予算、職員配置の中で、最大限の効果が発揮できるよう、これからも地籍調査を進めてまいります。

今後の完了までの年月、費用についてですけれども、水川地区の現在の再調査が完了した後、再度計画、対応してまいります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、水道料金の減免、現在、町長の答弁の中でも減免措置を行う考えはないというふう

に述べられておりますが、こういう状況下の中で、先ほど私が演壇での質問の中で、広島市

が福祉施策の一環として障害者等を有する世帯に対して水道料の減免措置をしているということをお話させていただきましたが、そういう形で福祉施策の一環としてやる必要があるというふうに思いますが、もう一度その辺について考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君）　　暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君）　今の御質問で、広島市では実際、社会福祉制度の一環という形で現在、水道料金等の減免をやっているという実態がございます。こちらにつきまして、私も直接広島の方へ確認しましたところ、やはり現在としましては、その水道料金につきまして、先ほど中澤議員が言いましたように生活保護世帯、障害者等、ひとり親世帯等というような項目で減免を行っているということを確認しております。これはあくまでも福祉制度の一環という形で水道料金も取り組んでいるというような状況でございます。ただ、一応この減免した金額相当分、これにつきましては、一般会計からの繰入れを行っているというのが実情でございます。ですので、やることに対しては可能かと思われかもしれませんが、ではその財源確保を一般財源から水道に繰入れをしているという状況でございますので、逆に言うと、その一般財源の確保をどのようにするかというのが一つの課題につながるのかと考えております。

　　以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君）　今、課長のほうの説明の中で、広島市がやって可能性はあります。ただ、一般会計からの繰入れをどうするかということですが、福祉施策の一環として広島市のほうでも行われております。福祉の関係で担当課のほうではどのようなことを考えられるのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君）　簡易水道事業は企業会計ではございませんけれども、特別会計でございます。そのようなことから、どのような形で協議をしていくかということは課題にはなると思います。実際に収入が低い、低所得の世帯というのはございますし、そういったところに対しましては、一つ一つの生活費の支出に関する支援というよりは、どちらかといえば包括的な収入面をサポートするというほうが適当であろうというふうに考えております。それは一つ一つのものを積み上げていくよりは、包括的に収入で対応したほうが生活者もしやすいというふうに考えております。よって、生活保護を例に出しますと、生活保護では収入面の給付の仕組みで対応しているのが主であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君）　今、生活保護の関係というか生活支援ということで説明がありましたけれども、その生活保護費の中で、これ確認させていただきたいと思うのですが、生活保護費の中で、日常生活に必要な経費として、水道料なんかは生活費の支給の中に含まれているの

か、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 生活保護費におきましては、水道料金は含まれてございません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） だとしたら、やはり福祉施策の一環として考えていく必要があるというふうに思います。今、答えを出すというわけではないですが、今から水道も企業会計にいずれは移行していきますし、そういう面でも、このことについては、ぜひ安心して安全なまちづくりのためにも考えていただきたい施策ではないかというふうに考えます。

次に、2番目の再質問をさせていただきます。

水道料の減免等については、条例と規則、第11条の第1項1号から4号で明確に規定されております。先ほど課長のほうから説明があったとおり、生活保護を受け取られている方については基本料金が減免されているというお話がありました。その中で、例えば2号、3号がありますが、これを少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

災害その他の理由により、料金の納付が困難であるものについては軽減をすることができるということになっておりますが、現在やられているのは納付猶予とか納付計画で、計画的に納付をしていただくという施策を取っているようですが、軽減措置というのは以前も行われたことがあるのか、これからこういう考え方をしていくのかについて伺います。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 災害等におけます水道料等の減免につきましては、今のところ例がない状況でございます。

やはり生活保護の関係につきましては、水道の方の条例でもうたっておりますように、生活保護世帯については、そういう手続をすればできるというふうなうたっておりますので、その対応で現在やっている状況でございます。やはり減免の関連につきましては、料金の減免というものに対しまして、今、実際に行っておりますのは、例えば、水道の漏水等があった場合、これにつきましては突発的に使用料がどんと上がってしまうという状況でございます。これについてはやはりメーター内の漏水については修繕をしていただいた後に、過去の実績を踏まえまして、それ相当分という形での減免措置を取らせていただいている状況でございます。それ以外の関係につきましては、現在料金の減免というものは行っておりません。先ほども申しましたように、納付期限を猶予という形で年度内の納付をお願いするような形で一部納付をしていただきながら、年度内の完了に向かって納付期限を猶予するというような対応で実施しているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、減免措置を行っていないということですが、減免申請が出た場合

について、町長が必要だと思えば減免をすることができる。できる規定ですが、なっております。その辺についても今後検討が必要ではないかというふうに思います。

この4号の中で、その他町長が公益上その他特別の理由があると認めたものということについて、この辺についての解釈をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　その他特別の事情ということですがけれども、現在のところ、そういう状況がないのが実情でございます。また、今後そういうことが出た中では、やはり協議の上で対応を検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　今のお答えで現在はなしと。公益上その他特別の理由というのは、少し私も考えたのですけれども、よく分からないのですけれども、どのようなことが考えられるのか、分かる範囲で結構ですので、梶山課長の見解でも結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　ちょっと私の考えで妥当なのかどうか分かりませんが、通常的なものではなくて、やはり特別に緊急的な災害が発生した場合とか、そういうものが考えられるのかと思われま。現状ではちょっとその辺がない状況かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　それでは、2番目の過疎計画のことについて再質問をさせていただきます。

過疎計画の中には、農業の分野、観光、教育、いろいろな人口減少に対する対応等について、るる計画がのっていますし、具体的に事業もなっています。先ほど私、課題が解決されていたかどうかということをお聞きしていただきましたのですが、まず農業について、いろいろ後継者不足ですとか耕作放棄地の増加というものが出てきていて、それに対する中間機構を使って農地の集約化とか、複合作物を作って農家の所得を上げる、そのような施策が多分出ていたと思うのですが、実際はそのように5年間取り組まれた成果、課題がまだ残っていて、以前この議場で前課長が耕作放棄地は81ha以上あって、年々増えているというお話があったと思うのですが、そういうものが解消されていない中で、今後の過疎計画の中にどのような形で反映させていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君）　個々の案件につきましては私ではないのですが、総合的な考え方として、過疎計画については大本、総合計画が基になっておりまして、その中で過疎計画で過疎債を使える案件がございます。先ほど申しましたように、今の過疎計画につい

では先ほど申し上げましたように、項目が産業の振興とかるるありまして、今後につきましては、例えば先ほど申しましたように、過疎地域の特性を生かした学校教育の展開とかというものが示された中で、町の総合計画に沿った事業を計画に計上するということで計画を立てさせていただいております。先ほど申しましたように、成果というのは農業分野につきましては、主には農林業センターの建築とか農道の整備というものが上げられておりました。林業につきましても貯木場の整備ということでございます。成果についてはハード的なもので、主に過疎対策事業として上げさせていただいております。先ほど申しました耕作放棄地につきましては、総合的な総合計画の中でのものというふうに考えておりました。過疎計画については主にはソフトは展開して使えるのですけれども、ハード面を整備して農道とか林道についての計画を主に計上させていただいております。

私のほうからは以上です。

- 議長（藺田靖邦君） ほかに答弁はいいですか。
- 7番（中澤莊也君） 誰か言ってくれるの。農業の分野は。
- 議長（藺田靖邦君） いいですか。よろしいですか。7番、中澤莊也君。
- 7番（中澤莊也君） 今、大村課長が説明してくださったように、当然トップにあるのが総合計画、その内容を踏まえての過疎計画で当然あるわけであって、やはり課題として残ったものというのはつかんでおかないといけないと思うのです。どのような形で解消されたかが見えてこないものですから、それを次の計画に生かすというのは当然のことではないかというふうに思うのですが、総合計画の中にあるからということではなくて、この過疎計画の中で細かな計画が出ていますよね。これだけでは足りなかった部分がたくさんあると思うのですけど、その辺について説明をお願いします。
- 議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長（大村妃佐良君） 今申し上げたのは過疎計画の中の実績でございまして、そのほかの耕作放棄地の対策については、決してやらないというわけではなくて、過疎計画の中に位置づけているのはハードだということでお答えをさせていただいております。先ほど言ったように、総合戦略とかですね総合計画の中で、全般的なソフト事業というように展開するという位置づけでございまして、新たな過疎計画については、ソフト事業とかそういうのが示されれば、それを使っていくことが過疎計画で計上されていきますので、ソフトについては当然ながら総合計画を基にした例年の事業を展開していくというところでございます。それについては総合計画のローリングで来年度事業とか、そういうのにソフト、過疎計画に限らず、それを入れていくというふうに進めているところでございます。
- 議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。
- 7番（中澤莊也君） 例えば過疎計画が私のところに今、あるわけですが、過疎計画の中でやはりいろいろな分野があるわけです。その中で農業の対策ということが明確にうたっているわけです。だからこの対策に基づいて計画ができています。だからその対策を講じたけど、

現在の状況を見ると、耕作放棄地は増え続けているし、茶価の低迷によって農業の生産性が上がってきていない、そういうような状況があるわけです。だから、そういうような解消するための対策というのが、新たな過疎計画の中にのってこないとおかしいのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） そもそも過疎計画というのは、総合計画に基づいた中で過疎計画ででき得るものを上げております。対象に今言いましたように、例えば新たな展開の中で、今イメージだけ示されておりますけれども、例えば仕事の新たな展開とか新しい人の流れ、人と地域のつながり等々、持続可能な集落づくりのための新しい組織とネットワークというようなことが示された中で、この中で過疎計画で対応できるかというところを拾い上げて、これは新町建設計画と一緒にすけれども、過疎債を使えるものについては総合計画を進める中の施策を位置づけていくということでありますので、議員おっしゃるように、これから新たな項目が示された中で、それがソフト面等に合致すれば、それを計上しておいて、できれば過疎対策事業債、有利な財源ですので、それを借りてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 確認ですけれども、今、大村課長が言ったように、この過疎計画というのは全てソフト面だけではないでしょう、これ。ソフト面がのっているわけではなくて、実際に明確に建設課の事業としては、林道の整備とか具体的なものがのっていますよね。私はそれをお聞きしているのですけれども。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私が先ほど来言っているのはハードが中心で、平成22年度からソフトが使えるということで、ハード、ソフト両方がのっているかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 例えば具体的に言わせていただきますと、農業の施策の中で農業、1次産業、2次産業、3次産業、これを掛け合わせても足しても6次産業になるわけですが、そういうもので6次産業化を目指すということが行われていて、実際の実績としてゆずパウダーとかそういうものが製品化されてきていますよね。だから、そういうものの成果というのはこれから読み取れるわけじゃないですか。そういうことをお聞きしたいのです。成果があって、多分課題も残る。だから次のときの5年間でその課題を解消しようとしていろいろな計画が出てこないとおかしいのではないかというふうに思うのですが、その辺について伺わせてください。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今おっしゃったゆずパウダーは当然成果出ておりますけれども、この中で特に当初の計画から、ゆずパウダーとかそういうような事業はのってございません。

ただ、それは成果として分析していく中で、今後、過疎計画をつくる中で、議員今持っていらっしゃるのではお分かりかと思えますけれども、多分現況と問題点、その対策というようなところで示された項目の中で分析していくと思えます。それを今後、令和3年から10年間ですか、取りあえず前期計画で5年間になるかと思えますけれども、そこにのってくるということは重々課題と対策ということでのっておりますので、今言ったゆずパウダーというのはこの計画の中では当然平成28年から令和2年なものですから、のってきていないのは当然であります。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、具体的に申したのは、6次産業化を進めていこうという、そういうことがのっている。ただその成果としていろいろお聞きすると、そのゆずパウダーというのも製品化がされていますよということを言ったわけで、それにのっているということではなくて、こういう6次産業化を進められていましたよね。そういう成果というのを具体的にやはり捉えていかないと、くどいようですけれども、次の計画ってあり得ないのではないかというふうに思うのです。課題としてもたくさん残っていますよね。耕作放棄地の問題。だからそういうこと。一例で、例えば耕作放棄地の問題で、これは私、以前から質問させていただいているのですが、まず農業のことについて過疎計画の中にこういう文言が入るかどうかということをお伺いさせていただきます。

まず、農業の施策を展開する中で、農地の流動化がなかなか図られていないというのは、以前から質問させていただいているのですが、農振地域というのが川根本町にはたくさんあります。だけど現状を見ると、その農振地域をこれからは守っていけない。農振地域が耕作放棄地になる可能性というのが大きくあるわけです。その中で一つの過疎計画として、そういう農業地域、農振地域の見直しという言葉も、入ってきても私はいいのではないかというふうに考えるのですけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私のほうから、ちょっと考え方の相違があるかと思えますけれども、今言ったのは、現況と課題というのは、新しい過疎計画をつくる上において、今から検討していくことですので、当然、今の6次産業化、ゆずパウダーというのは成果としてここで現状の把握と、それに対する対策というのは今から国で示されたものでつくるものですから、議員おっしゃるように、それは今から過疎計画をつくる上で、今の現状を分析して対策を立てていくというのは、今からその中に含まれることと私は解釈しております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） だから、質問の中では、5年間の成果と課題等を含めて新しい計画に生かす考えはないかということをお伺いしているわけであって、全て国が示された基準に基づいてこの過疎計画を作るわけではなくて、当然地域の事情を反映しながら過疎計画という

のはつくられるものですから、そういう項目も今後、新しい計画をつくるに当たって考慮していく必要があるのではないかと、そういうことです。だからその辺について伺いたいと思うのですが。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） そのつもりでございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 農業のことを中心に過疎計画のことをお話ししましたので、農業政策としてはどういうふうな形に過疎計画に生かしていきたいのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど企画課長から国のほう、令和3年度3月頃に過疎対策法ということで上げられて、確定するということですので、そういう先ほど言われたように総合計画、過疎計画に基づき担当としては生産者等の農業所得を確保し、経済を維持していくために低コスト生産を促進するための茶園の集積、また集約化、小規模茶園の大区画化などの基盤整備、また一定の需要のある高級煎茶の生産維持による川根茶のブランドのイメージの向上、先ほど言われました柚子の関係で新商品の開発、海外販路の開拓、またティーツーリズムの取組等、これも過疎計画、総合計画に基づきまして関係機関と協議しながら施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、3番目の質問に移ります。

今、大村課長と北原課長のほうから、過疎計画については答弁がありました。そのようなことを踏まえて新しい過疎計画ができることを願っております。

3番目の質問の地籍調査の関係であります。先ほど大村課長のほうから水川地区の調査が終わって、それも閲覧も終わり、登記に反映されるという説明がありました。その中で少し気になったのは、水川地区が再調査が実施されたということで、この再調査は、例えば境界の確定が難しくできなくて再度やられたのか、何らかの理由があって再調査が行われたと思うのですが、その原因は何であったのか、説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 再調査、水川地区の再調査につきましては、これまでも予算等でも説明したとおり、まだ認証が済んでいない地区です。ですので、その認証まで進めるための再調査をやっています。先ほど言いましたように、水川の丹郷橋付近が閲覧が終わって、今後認証に向けて今、事務のほうをやっているという説明のほうをさせていただいています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 当然、境界画定は行われていて、地籍図、地籍簿もできた後、認証になるわけですよね。だもんで、境界画定もできていたのに認証ができなかったというのは、何らかの理由があると思うのですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 測量が終わっていたのですけれども、そういう境界の閲覧までの書類が不完備だったので、現在、再調査をやっているところです。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、説明がありました。閲覧時の書類が不整備であったということは、当時なかなかその手が、今は1人専門の方がついていて地籍調査に取り組みられているということで、成果が上がっているということですので、だからこういうことを踏まえて、地籍調査の体制の整備、強化というのが非常に重要になるのではないかとということで、そういう強化の体制整備をする必要があるというふうに感じましたので、質問をさせていただきました。これをもって私の質問は終了させていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 先ほど答弁の中で一部誤った説明をしてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

生活保護制度の中で、水道料金が含まれているかという質問に対しまして、私は含まれていないという回答をいたしましたけれども、生活保護費には八つの生活シーンに基づいた積算、最低生活費の積算がされ、その最低生活費から御自身の世帯ごとの収入を差し引いたものが生活保護費として給付をされるわけです。その八つの積算の中の生活扶助におきまして、生活扶助というのは衣食や光熱水費の積算でございますので、この部分に光熱水費として積算がされているということで説明をさせていただきます。説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長（藺田靖邦君） 中澤莊也君、よろしいですか。

○7番（中澤莊也君） はい。ありがとうございます。

○議長（藺田靖邦君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

時間にして11時より再開いたしますので、休憩といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、山本信之君、発言を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 9番、山本信之です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

町の財政状況についてお伺いいたします。平成30年9月、12月、令和2年3月、財政計画シミュレーションについて一般質問をさせていただきました。鈴木町長は、今後向こう5年間程度の短期スパンにおける経常的な歳入と支出見込みから、投資的経費充当可能な財源は幾らかあるのか、それを生み出すために経常経費をどれだけ抑制していかなければならないか、また不足分は国県補助金、起債の可能といった財政見直しを立て、地方財政運営に臨んでいく考えていますと答弁されました。向こう5年間の財政計画シミュレーションは、令和2年8月20日に早急に出していただきました。ありがとうございます。収支計画、財政運営計画の核となるのは、今後5年間の歳入歳出の具体的な見込みを示す、まさに文字どおりの意味で収支計画です。歳入減や人口減少、少子高齢化が進み、歳出では義務的経費、物件費は今後増加することが予想されます。今後どのように対応していくのか、町長の考えを伺います。

次に、今後の具体的な各種施設の計画について、具体的な公共事業の予定や各種施設の改修等の計画が示されているのが必要です。どのように考えていくのか伺います。

次に、収支計画、財政運営計画の作成、公表地域の今後の展望について、毎年必ず新しいデータ、内容にローリングしていくことが必要です。どのように対応していくのか方針を伺います。

次に、赤字の解消策について、解消スケジュールを具体的に示すことも不可欠です。今後どのように考えていくのか伺います。

次に、公共施設の在り方について。必要な公共サービスは維持しながら、公共施設を減らしていくことは可能であると考えます。今後、どのように対応していくのか、方針を伺います。

次に、川根本町立学校の今後の方向性について。義務教育学校を2校に開校すると、複式学級となる不安感、保護者と町民の不安は払拭されていないと思う。そのために1校にするという考えもあるかと思いますが、どのように考えますか。

次に、町内は1校でいいという意見、また中川根学園、本川根学園の2校が必要であるという意見があるかと思えます。未就学児、就学児童の保護者の考えを聴くためにアンケートを実施してほしいと思えます。どのように考えますか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、山本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、自治体財政状況についての御質問がございました。財政シミュレーションにおける歳入の減少、義務的経費の増加の対応についての御質問であります。まず義務的経費につきましては、現時点では人件費や公債費の減少が見込まれることから、シミュレーションで

は増加を見込んでおりませんが、当然のことながら削減に取り組んでいくべきものと考えているところであります。歳入につきましては、人口減少に伴う普通交付税の減が影響し、減少傾向を見込んだことから、基金の取崩しに頼る決算見込みとなっておりますが、これをどれだけ抑制できるかが今後の財政運営の肝となるわけでありまして。やはり単年度で実施する事業量を抑制していくことが必要ではないかというふうに考えているところであります。以前にもお答えをさせていただいておりますが、当町の状況に沿ったいわゆる予算の適正規模を堅持していくことが重要であると考えております。

次に、赤字解消のスケジュールに関する御質問がありましたが、財政需要には年度ごとのばらつきがあり、どんなに健全運営をしていても赤字が生じる年度があるわけで、これを計画としてお示しするためには、歳入の見立て、経常的経費の見立て、公共事業の計画と年度間の平準化等、様々な角度からデータを総合的に判断する必要がありますので、現時点で具体的な赤字解消スケジュールをお示しをすることは大変難しいと言わざるを得ません。ただ、持続可能な行政運営を常に念頭に置いた上で、予算の適正規模を堅持した予算編成に当たっておりますことを御理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、今後の施設整備や公共事業の計画に関する御質問、財政シミュレーションのローリング及び公共施設の在り方についての御質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、今後の町立学校の方向性に対する質問がございました。地域住民が学校運営に参画するコミュニティースクールとしての義務教育学校2校に再編するという計画につきましては、平成30年7月に立ち上げました、川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会による調査研究及び協議や、保護者、地域住民の皆さんを対象に開催をいたしました意見交換会等でいただいたいろいろな御意見を踏まえ、同協議会からの提言を基に、町教育委員会、町総合教育会議の議論を経て決定をしたという計画になっております。

1校ではなく2校とする考えにつきましては、当町は町域が広く、子供たちの登下校の時間の増加、教職員の人数の減少による教育力の低下、児童・生徒の人間関係の固定化による川根高校への連携中学校からの入学者の減少等が危惧されることから、まずは義務教育学校2校体制で子供たちの人数の推移を注視をし、対応させていただきたいというふうに考えております。

2点目の、未就学児や就学児童の保護者の考えを聴くためのアンケートの実施についての御質問につきましては、担当課長よりの答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、まず私のほうから今後の施設整備や公共事業の計画についてからお答えをさせていただきます。

今後の施設整備計画につきましては、平成28年度末に作成をいたしました公共施設等総合

管理計画において、通常必要となる改修を計画的に実施することというようなことを前提としてお示しをさせていただいております。しかしながら、以前申し上げましたとおり、当町の財政状況においては、計画どおりに進めていくということには当然無理がございます。したがって、年度ごとの予算編成査定において年度間調整をさせていただき、対応していくということになるかと思っております。

次に、財政シミュレーションのローリング、更新についてでございますが、8月の財政シミュレーションの御説明をさせていただく際に、町の財政は、その財源の6割以上を国・県等に頼る財政運営となっております。当然のことながら、外的要因の影響が大きく、原則として現時点での制度により試算していることも含め、不確定要素が多い中でのシミュレーションであることから、一つの目安として受け止めていただきたい旨を申し上げさせていただいております。このようなことを踏まえまして、計画年度中のローリングは今のところ想定をしてはございませんが、当然のことながら、大きな状況の変化等が生じた場合についてはこの限りではないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

次に、公共施設の在り方についての御質問にお答えをさせていただきます。平成30年第3回の定例会においても同様の御質問があり、お答えをさせていただきましたが、当町においては、公共施設に関しての考えとして、「新しく造る」ことから「賢く使う」という形へ重点的な転換期として、先ほど申し上げました川根本町公共施設等総合管理計画を平成28年度末に策定しております。この計画に基づいた個別施設計画の策定を進めていくという旨説明をさせていただいておりますが、今年度の在り方については議論を重ねていく機会を今年度より設けていきたいというふうに考えておりましたけれども、誠に申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症対応という不測の状況により、なかなか進捗がございません。大変申し訳なく思っております。

また、行政改革推進委員会から公の施設の在り方といったものの答申が出されたものは、平成21年2月でございます。その後、相当な年月が経過しており、状況も変わってきておりますので、現在の状況下における公の施設、公共施設の考え方についての再議論の必要があると考えております。これにつきましては、行政改革推進委員会におきましても、方向性等々についての協議を取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、来年度予算の予算編成に関することでございますけれども、そういう形で不確定なことでございますが、先ほど申しました各施設の個別施設計画の策定に関して、全体というわけにはいきませんが、少しずつではありますけれども、策定に関する予算を計上させていただきたいというふうに考えております。それに基づき、順次対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

未就学児や就学児童の保護者への再編計画の説明につきましては、各小学校や子育て支援施設、保育園などに直接出向き、説明をさせていただいております。その中で、学校再編の趣旨、義務教育学校の意義、義務教育学校における学区等についてのアンケートを既に実施をさせていただいております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

財政状況を見る場合の視点について。この先、行政サービスはどうなるのか、今より充実するだろうか、それとも低下していくのだろうか、この先、税金や公共料金は値上がりしないのだろうかという視点から、財政状況を見ます。収支計画、財政運営計画の核となるのは、今後5年間程度の歳入、歳出の具体的見込みを示す、まさに文字どおりの意味での収入計画です。それに併せて、今後変更が予定されている行政サービスや税、公共料金の水準、また今後の具体的な公共事業の予定や各種施設の改修等の計画が示されていることが必要です。今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 財政状況が心配される中で、公共料金、サービスの低下等についてが危惧されるということを受けての御質問でございますが、当町では、当町ならではの形の中で外出支援サービスや配食サービス、校外活動や部活動での積極的なスクールバスの活用でありますとか、特に茶業におきます産業振興のための各種補助事業など、財政力が弱い中でも様々な独自のサービスを提供してきております。

基本的な事項としては、まずこれらについても当然のことではありますが、行政サービスについては基本的な事項として、まずそれが公助の対象か共助の対象か自助の対象かということ判断した後、公が担うべきものであればそれは誰が担うのか、国であるのか県であるのか町であるのかということを経済的に判断をする中で、町が実施する必要があるものであるならば、財政的に継続が可能かということを検討した後、事業の予算化を判断しております。

そのような中で、現在行われている様々な事業においても、そもそも必要があるという判断をし予算化をしてきておりますが、中には事業目的を達成した場合であるとか、指標スタイル等において事業効果が薄れてきた場合においては、また負担割合が現実に即していない等々の様々な事由により、事業の廃止や縮小を判断することも当然でございます。公の施設にあっても、当然のことながら、相応の使用料を徴収させていただいており、さきに申しあげましたとおり施設でございますので、年月の経過や負担割合が適切でなくなった場合というふうに判断する場合においては、料金改定というものも選択肢としては当然あり得ると思います。いずれにしても、財政的に厳しいからという理由のみで事業を縮小、廃止するのではなく、自治体運営に取り組むことが行政の責務と認識をしております。具体的な中では、

毎年の予算査定において今申し上げましたことを念頭に置きまして対応させていただいているというところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

収支計画、財政運営計画の策定に当たって、こうした事項をできる限り具体的に盛り込むとともに、毎年必ず新しいデータ、内容にローリングしていく必要があります。今後のまちづくりの考え方や中期的な観点から事業予定などをまとめた総合計画は、昔からどの町でもつくられてきました。しかし、右肩上がりの時代と異なり、人口減少とも相まって、財政規模の縮小が避けられない時代にあっては、総合計画だけではなく、こうした収支計画、財政運営計画の作成、公表が、地域の今後の展望を示していくために不可欠な状況になっていると言えるのではないのでしょうか。今後、どのように対応していくのか、方針を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 財政シミュレーションも含めまして今後の対応を聞くという御質問でございました。財政シミュレーションにつきましては、以前からお示ししていた長期計画ではなく、可能な限り現実の試算に近づけるという意味合いを含めて、向こう5年間という期間のものに変更させていただき、本年8月にお示しをさせていただいたところでございます。それでも先ほど申し上げましたとおり、当町の自主財源については3割から4割といった中で動いている町でございますので、歳入についての不確定要素が大きいという状況については変わってございません。様々な外的要因によって、収入の数字そのものも大きく乖離が生じてしまうという可能性も含めて、先般の御説明でも申し上げたとおりでございます。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、財政的な見通しを公表していくことは大変大事なことでありますし、重要なことであると考えています。引き続きホームページ等様々な形の中で公表をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、公共施設の在り方について。行政は、平成28年度末に川根本町公共施設等総合管理計画を作成しました。この計画におきましては、町が所有する公共施設の全体的な保有量の適正化の方向を示すとともに、新規整備は抑制をし、必要最低限とする、利用度の低いスペースの有効活用を図る、老朽化により活用が見込めない施設の処分、施設の集約化、複合化による保有面積の減、施設の目的に応じた地元や民間への譲渡、広域連携の推進といった様々な観点からの内容となっておりますと答弁をされましたが、今後どのように対応していくのか、方針を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほども申し上げましたが、公共施設の今後につきましては、議

員おっしゃるとおりのところでございます。また、これも先ほどの答弁と重複いたしますが、来年度予算において個別施設管理計画に関する予算の計上をさせていただきたいとも考えております。様々な施設がある中で一概的に取り組むということの難しさもございますが、可能なものから様々な今後の在り方については検討を進めていくというスタンスで対応してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

財政状況が厳しい中、公共施設の総量削減だけではなく、公共サービスの質の向上もしくは必要最低限の継続を実現する必要があります。まずは、公共施設の適正規模、配置を検討するために、全体の状況を見極める必要性があります。施設整備に使える財源は限られているため、優先順位などを決める必要があると思います。今後どのように対応していくのか、方針を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今後の施設整備に関しましては、せんだって御説明させていただきました新町建設計画の中で、今、当町が抱えている今後の施設の可能性、合併特例債という財源を見据えた中での計画というものはお示しをさせていただいたところでございます。あくまでも財源の一つとしての合併特例債の充当といったものを念頭に置いた話でございますが、今後の公共施設、施設整備の考え方についてでございますけれども、通常ベースの事業量についても、当然のことながら毎年行っている予算編成において、その事業の必要性はもとより、優先順位についても十分な協議、査定をさせていただいて、予算を計上させていただいております。施設整備、修繕、改修等も含めて同様でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、川根本町立学校の今後の方向性について伺います。町は令和6年度までに町内の小・中学校を統合し、9年制の義務教育学校を、中川根学園（仮称）、本川根学園（仮称）の2校を開校する考えを明らかにしました。少子化により学校の現状と本町の将来の姿を、長期的な視点から見てきました。したがって、学校の減少は今後避けられない課題となっております。残念ながら統合は検討し続けていかなければならないと思います。義務教育学校を2校開校する考えで進めていますが、未就学児や就学児童・生徒の保護者、地域住民から学校教育に対して危機感、不安感が聞かれるようになりました。入学数、児童・生徒の推移について、令和5年度は第一小4名、中央小6名、南部小8名、本川根小3名、町内が合計で21名であります。令和6年度は第一小2名、中央小3名、南部小3名、本川根小4名、町内合計12名であります。令和7年度は第一小2名、中央小6名、南部小5名、本川根小5名、

町内合計18名であります。子供の数が少なく、1校としても令和6年度は全校生徒が12名、令和7年度は18名です。2校で開校すると各クラスが複式学級となり、生徒はもちろんのこと、未就学児、就学児童・生徒の保護者は不安に駆られると思います。

この先、子供の数が減少の一途をたどれば、生徒数はますます少なくなっていくと思います。子供の教育を一番に考え、1校にするという考えもあるかと思いますが、どのように考えますか。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭の町長の答弁でもお答えをさせていただきましたが、1校に再編することにつきましては、川根本町は町域が広く、子供たちの登下校の時間の増加、児童・生徒の人間関係の固定化による川根高校への連携中学校からの入学者の減少等が危惧されているところであります。

また、県内外の地域において、学校の統廃合や市町村の合併等によって、加速度的に人口減少が起きている事例も見受けられます。議員にも御参加をいただき開催をしました町立学校の今後の方向性説明会の際にもお示しをしましたが、令和6年度の子供・生徒数の合計は、推計で242名となっております。1校としてしまった場合でも、学級数が増えることはありませんので、推計27人の教職員で指導することになってしまいます。2校とした場合には、48人の教職員で指導をすることとなりますので、242人の子供たちを27人の教職員で指導する場合と48人で指導する場合、どちらの教育力が高いとお考えでしょうか。教育委員会としましては、48人の教職員で指導するほうが教育力が高いと考えておりますので、義務教育学校2校体制の中で、移住・定住施策の実施、移住相談会等でのPRや、子育てや教育に係るいろいろな施策を行いながら、子供たちの人数の推移を注視し、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

町は川根本町立学校適正化及び教育のあり方協議会を立ち上げ、調査研究、協議を行ってきた。また、保護者や地域住民等を対象に意見交換会や、子育て支援施設において施設利用を対象とした意見交換会を開催した。それらの様々な意見を踏まえて、今後の方向を示してきたと説明されましたが、その前に義務教育学校を2校で開校ありきで進めています。現在小学1年生から中学3年生までの生徒数は289名であり、5年度には230名に減少する見通しであります。中川根教育学校は174名で、学年平均は17名の生徒であり、本川根教育学校は56名で、学年平均は6名の生徒であり、保護者としては将来のことを考えると、学校は統合しかない、統合を進めてほしい、子供の教育を一番に考えてほしい、町内に1校でいいという意見、また中川根学園、本川根学園の2校が必要であるという意見があります。見解を伺

います。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今年度に入り、町内の各小学校の保護者や地域住民、保育園の保護者、子育て支援施設の保護者等を対象に川根本町立学校の今後の方向性について説明をさせていただいております。また、1月には、さゆり幼稚園の保護者を対象に説明会を開催する予定となっており、今、日程の調整をさせていただいております。その中で、議員がおっしゃったいろいろな御意見も伺っており、そのような意見等を踏まえ、町の教育委員会、町の総合教育会議において、町内に地域住民が学校運営に参画するコミュニティースクールとしての義務教育学校2校体制に再編するという決定となっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、統合に当たり、アンケートを実施してほしいと思います。統合することに対して、大多数の人が賛成しております。保護者と話す機会がありましたが、大勢の子供たちと勉強したり遊ばせたいので、学校は町内に1校でいい、また中川根町、本川根が合併し、川根本町になっても、旧中川根に1校、旧本川根に1校欲しいという意見もありました。2校を前提ではなく、子供たちの教育、将来を考え、未就学児、就学児童の保護者の本意を尊重するためにも、アンケートを実施してほしいと思っております。どのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、未就学児や就学児童の保護者への再編計画の説明について、各小学校や子育て支援施設、保育園などに直接出向き、説明をさせていただいております。これからの授業の在り方も、今までのような画一的な一斉授業ではなく、個別最適な学び、2学年での学び等、子供たちへの学びが変わっていくということも、説明会の中で説明をさせていただき、その点を踏まえてのアンケートを既に実施をさせていただいております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございました。

川根本町の人口はもとより、子供たちの数が減少の一途をたどっております。将来のためにも検討に検討を重ね、子供たちのためにも、保護者の意見を尊重するためにも、いま一度アンケートの実施をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（藺田靖邦君） 今の質問は山本議員、答弁はよろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） それでは、これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩としますが、再開を午後1時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 2番、澤西省司です。

依然コロナウイルスが猛威を振っている中、川根本町では、一人も感染者が出ていません。多くの町外の方と接触される食堂、商店などをはじめ、多くの施設において町からの補助金によるパーティション、消毒液などの効果があることは言うまでもありません。直接お客様と接する皆様方の、私が町にコロナウイルスを持ち込むわけにはいかないというような強い意識のおかげで、私たち町民は守られていることを、まずもって感謝しなければならないと思います。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

最初の質問は、町のあり余る資源を活用して起業したい人を積極的に支援するべきではないかであります。

一つ目の項目として、木材資源を活用して、ネット販売を中心とした木製品製造会社を起業させることなどは、数百年のふるさとづくり事業なのではと思うがであります。私は、町を維持していくための一つの方策として、豊富な木材資源を活用した会社の立ち上げを積極的に支援して、持続可能な雇用を生み出すことこそ数百年のふるさとづくり事業なのではと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

二つ目の項目として、木製のアイデア商品をネット販売するベンチャー企業を行政、民間事業者、森林組合などが、企業を支え軌道に乗せる必要性和価値があると思うがでは、木製品製造のベンチャー企業などと思われるかもしれませんが。木製品製造会社などは昔からたくさんあるが、ぱっとしないのは、優れた製品だが販売力、企画力が最近のネット販売などに適合していないからだと思います。そこにチャンスがあると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

三つ目の項目として、製造部門と企画、ネット販売の部門は分離もしくは別会社で、日本のトップブランド商品を複数開発し、年商1億円を目指すようなプロジェクトに育て上げた

らと思うが、そのような未来志向な投資的支援の考えがないかお伺いします。

次に、川根本町いきいきクラブ連合会の今後の活性化策を伺うであります。

一つ目の項目として、いきいきクラブ連合会は、現在9地区まで減少しているが、現状と今後の見通しを伺うであります。町長は、7月30日にいきいきクラブ連合会との懇談会に出席され、会員減少や活動への支援を要望されたと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

二つ目の項目として、各地区のいきいきクラブには町からも補助金が出ているが、運営面などで問題点はないかを伺うであります。各いきいきクラブでは、役員のみ手不足や新規加入者が少ないなどによる会員の高齢化などの問題があります。クラブの経営状況や魅力づくりなど、難しい課題が多い中、町長はどのようにお考えでしょうか。

三つ目の項目として、いきいきクラブの中にはふだんから顔を出さない会員向けにオリジナルイベントを開催してみたいという積極的な意見があるが、特別な予算は組めないかを伺うであります。コロナ禍において、ただでさえ閉じ籠もりがちな状況の中、顔を出さない会員を何とか地区の皆さんと会話をさせようとする意欲のある提案に対して、町長はどのように考えていくつもりなのか伺います。

以上で演壇からの発言を終了します。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、澤西議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

当町は全体面積の約94%が森林であり、そのうち国有林が57.8%を占めております。重要な地域資源である森林資源の活用策として、林業生産基盤の整備、森林の保全、整備等の観点から、造林、除間伐等を推進してまいりましたが、木材価格の低迷等の要因から木材生産が減少する中、出口であります木材の資源の様々な利活用、消費についても、関係機関等と検討しているところでございます。

議員の、木製品製造会社を起業させ木製のアイデア商品をネット販売しトップブランド製品を複数開発することを、行政を含め民間事業者、林業関係団体等が起業を支え軌道に乗せていくという提案でございますけれども、現在、町独自の企業支援に係る支援策として、観光商工課で所管をしております、起業及び事業継続チャレンジ補助金制度を設けているほか、国、県等においても様々な支援策が講じられているところであります。いずれにしましても、起業に関しては様々な業種において共通することは、起業の中心となり主体的に取り組む人物の考え方、思いであり、行政は関係機関ともども支援してくことに公益性が認められる場合に支援をしていくものというふうにご考えております。

また、いきいきクラブ連合会の今後に関する質問もございました。まず、いきいきクラブが長年培ってきました知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりなど、様々な事業を通じて町の高齢者福祉に御尽力いただいておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼を

申し上げたいと思っております。

御質問にありました近年のクラブ数及び会員数の減少につきましては、大変危惧をしているところではございます。しかしながら、この問題について特効薬のようなものは見つからないという現状もございます。7月30日にいきいきクラブ連合会の役員の皆様と意見の交換をさせていただきました際にも、様々な課題について貴重な御意見をいただきました。今後も引き続き関係各位と連携を取りながら、課題を一つずつ解決していくことが肝要であるというふうに考えております。

2、3の質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、私のほうからいきいきクラブの関係の二つ目、三つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

まず二つ目、補助金の在り方の御質問についてお答えします。各単位クラブの再編に伴い、会員数の多いクラブと少ないクラブの格差が生じたため、平成30年にそれまで一律だった補助金を、均等割と人数割の併せた形への要綱改正をさせていただきました。また、その補助金に関わる各単位クラブの関係事務についても、社会福祉協議会に協力を依頼し、各単位クラブの負担軽減に努めているところでございます。

先ほど町長答弁にもございましたが、引き続きいきいきクラブの役員の皆様や社会福祉協議会と連携し、よりよい形を模索してまいりたいと存じます。

次に、三つ目、オリジナルイベントに対する特別な予算とのことですが、現状、新たに予算を増やすことは困難であると言わざるを得ません。しかしながら、会員を増強するための新たな事業については、町としても重要なことと考えてございます。これにつきましても、いきいきクラブの役員の皆様や、県の老人クラブ連合会、社会福祉協議会等と引き続き協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、二つほどいただきました。町長からは町の森林が非常に多いというようなことで、町長、非常に千年のふるさとづくりに力を入れているということで、同じような境遇のところが日本にいろいろあると思いますので、今日はその辺をちょっと参考にしながら再質問させていただきたいと思います。

では、あり余る資源を活用して起業したい人を積極的に支援するべきではないかということです。ふるさとづくり事業は百年の単位を見据えた考えが必要だと思います。その中で、雇用の維持、人口の増加、山林の循環の三本柱がうまく回るような持続可能な開発目標、SDGsを実行することによって、川根本町の活性化のための不変のサイクルが一つ出来上がると思います。川根本町の森林が生き生きとリサイクルできるような木製品製造会社に育つことができれば、千年のふるさと事業の大きな柱の一つになると思います。ここで二つお伺い

いたします。

一つ目は、最初の木製品製造会社を成功させる要素として、先ほど町長も言われましたが、やる気のあるものづくりの人材を中心に据えて、起業を全力で支援する必要があると考えますが。

二つ目は、そもそも町長が力を入れている千年のふるさとづくり事業に挑戦するには、我が町にあり余る木材資源で勝負するべきと考えますが、併せてお考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われた質問は、もっともな質問だというふうに思っておりますし、私どももそのように対応していきたいというふうに思っています。実は今、川根本町にも町有林が大変多くあります。その町有林の整備もままならないというような状況の中で、何とか町有林を見本林にするというような方向性を持ちながら対応できないかということ、今模索している最中です。今後はまず町有林をどのような形に持っていくか、その後には町有林の周辺、その周辺の皆さんにも御協力をいただけるかどうか、そのようなことも含めながら広域的に考えていき、川根本町の林業の再生に取り組みたいというふうに思っております。その中で、もう一つ大きな問題になりますのは、製材の関係です。残念ながら川根本町には製材がございません。今、製材を利用する場合には、島田市のほうへ行かなければならないということになりますので、往復の運賃がかかるということになりますと、当然経費がかかるということになりまして、大変厳しくなるということだものですから、簡単な製材ができるような形のを、今は桑野山でやっております木の駅事業等と一緒にやってやれば効率が上がるのではないかとこのように思っております。それをやらない限りは、いろいろな加工品が出てこないというふうに私自身も思っておりますので、そのような方向性を枠組みをしっかりとしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに町長がおっしゃるとおり、桑野山に製材所が必要だと私も思っております。当初そこへそういったようなものがものづくりの木でつくる底辺の支えになる事業に育っていくような予定で、私も思っていたときもありましたが、今、ないということ。それで、私が言っているのですけれども、過疎対策事業で先ほどの答弁の中で、農道、林道を計画しているとあるが、町のSDGsの一環として、木製品製造会社などの起業などには、この過疎対策事業という費用、補助金みたいなものは使えないでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 具体的に内容が分からないとあれですけれども、可能性としてはあると思います。ただ、先ほど中澤議員の中でも話をさせていただいたように、まちづくりの事業として位置づけがあって、過疎対策事業として、主には過疎債の対象となるかどうかという判断については、また新法によってそのものが対象になるかということになるかと思っておりますけれども、今の町長が答弁したものについては、過疎対策事業というよりも、町

の事業としての総合計画の位置づけであるのではないかというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） もともとこの話は千年のふるさと事業に提案書として応募したところからスタートしております。

それでは、一般に皆さんベンチャー企業といっても、個人、会社、ローカルベンチャーなど、そういうものが全て原石です。その中のどれが輝くとかなんていうことは、とても言えるような問題ではありませんが、支援する側にも、こういう補助金は使えるかもしれないというようではなくて、支援する側、つまり行政側にも日頃の意欲とか観察力が必要なのです。どれが光り輝くとか、どういうことが将来この町に役立つかということ、常に頭の中で考えてもらいたいということが、私がちょっと言いたいところです。皆さんもGAF Aという言葉聞いたことがあると思いますが、グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンなんですけれども、最初は学生や仲間が面白いと始めたようなことを、個人投資家の土壌があるアメリカで巨大企業に成長しています。こういうのを中国はどうかというと、中国は面白いなと思ったら、国策で国が投資して巨大化させています。ですから、民間企業とはいいますが、国の言いなりです。では、置き換えて今度は日本はどうか。いずれの支援も中途半端で、中国に追い抜かれてしまったというようなことです。だんだん置き換えてきて、川根本町ではどうするべきか。未来志向の観点から、自分たちの将来のために町が積極的に支援するべきではないかというのが趣旨なのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 澤西議員の、積極的にということ、先ほど町長の答弁にもありましたように、町がいろいろな事業に目を向けることも大切ですが、あと、やはりやる気のある人を支援するというのが、やはり町主導でやっても、町でやったから、町に言われたからというようなことが、今までそういうような失敗事例もあった点もあるので、できれば、やる気のある方が核となってやることを支援していかないと、続くことにはならないのではないかと考えております。それと同時に、先ほど来答弁の中にありますように、若者に限らず町の方が何かチャレンジすることについては、創業の相談窓口としては先ほど申し上げたとおり、観光商工課内に創業相談窓口というのが設置されております。これにつきましては、今後こういう事業を考えているよということであれば、補助金の紹介もそうですし、県、国の事業の紹介をさせていただいているというところがございます。また、千年のふるさとづくり事業、これは総合計画の中で、千年も続くまちづくりというところで、それに基づいて昨年度まであったいやしの里、人材育成を統合した千年のふるさとづくり事業ということでありますけれども、この中で魅力づくり、活力づくり、人づくりといったメニューの中で相談を受けております。これについては企画課で主にやっています。いろいろどういうことかということで、主に企画課に来るのですけれども、内容を聞いて、例えば農林課がよければ農林課の職員と一緒に話を聞いたりとか、そういうようなこと

をしております。ただ、こういう窓口を持っていますよというPRが足りないということは否めませんが、そういうことを積極的に進めていくことが、千年のまちづくりへの新たな可能性の発掘につながるのではないかと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 冒頭で町長もおっしゃられたとおり、今、企画課長も言いましたけれども、要はやる気のある人が起業したいという意欲ですよね。私もここが一番大事なところかと思えます。先ほど言いましたけれども、よく観察する、行政も。この人はやる気があるかどうか、そういったことが重要だということは、こちらも、行政側も、常日頃から意欲がどの程度あるかということを観察していつて見極めて、よしこれ面白い、可能性があるとなれば、やはり今みたいに観光商工課のほうですか、補助金を丁寧に教えてやって、本人を支えていくということがやはり大事だと思います。町長も最初に言われた、そこが一番肝腎かとは私も考えております。

次に、ローカルベンチャーの先進事例ですけれども、ちょっとお話ししておきます。岡山県西粟倉村では、起業する村としてテレビでも紹介されたと。人口1,480人、95%が山林の村で、百年の森林構想で行政が民間事業者、森林組合などと支援して、木工会社を起業させ、軌道に乗せた。非常にうちの町と雰囲気似ています。さらに人口は少ないですけれども。ここは官が主力で純利益を生むまでになり、行政と利益の半分を分け合うところまで来て、さらなる事業に投資というふうに、以前ネットでちょっと見たときにありました。

ここ一般質問するに当たり、最近ネットで確認すると、当初1億円の売上げが木材関連であったが、現在では木材関連で8億円まで成長しています。現在ローカルベンチャーが30社までになり、若い人の起業志向が強く、移住者も増え、起業支援の在り方が以前と違い、システム化されているなど、起業に向けての進化が大分見て取られます。

ここで私が何を一番言いたいかというと、一つの会社を起業させて軌道に乗せれば、おのずと道は開かれるということです。起業を支え、軌道に乗せる必要性和価値があるということです、どのようにお考えですか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 今の質問にお答えさせていただきます。

岡山県西粟倉村で起業した株式会社西粟倉森の学校のことは、インターネット等で拝見をさせていただきました。この村では、やる気のある方が起業し軌道に乗せている、いわゆる成功例だと思っております。しかしながら、この西粟倉村のケースと当町の状況、山林の状況、森林所有者の状況等が大きく異なることもあり、当町では当てはまらない点も見受けられることから、今後の参考例として捉えております。

いずれにしても起業を目指す取組には、その取組の中心となる方の考え方、思いに基づく計画に公益性が認められる場合には、行政は支援を行うべきであると考えます。西粟倉村のケースでは、村がそのように判断したことから、事業体へ出資したものと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かにそのままやってもうまくいくとは限りません。先ほど町長、企画課長からも話があった公益性に関することであれば力を入れてみたいと言いますけれども、私の言っている木製品製造会社というのが大きくなっていけば、当然公益性も出てくると思います。町の森林を切って、そしてまたリサイクル、リサイクルではないが植林してサイクルが回りますから、そういった意味での公益性のある企業に育てるためにも力を入れるべきものと私は考えております。

次に、そんなに売れる商品なんかあるはずがないとお考えだと思います。先ほどの西栗倉村の先進事例をまねても、やはりそっくりでは失敗します。川根本町のオリジナル作品を目指し、アイデンティティーの詰まったアイデア商品など、要するに大手企業が手を出さない隙間産業、つまりオリジナル作品でトップブランド商品を開発して、日本一の企業を目指すわけです。製造部門と企画、ネット販売の部門の分離ということを私は言っていますけれども、企画でひらめいてアイデアとセンスで売るためです。いかに興味をそそってネット販売するかはセンスの問題です。センスのある人材の方々に企画を任せなければ、ネット販売は成功しません。適材適所を間違えなければ、成功すると確信しております。私が今ここで確信していると言い切ったものですから、これについては御答弁は要らないというか、大丈夫です。

最後に、もしかしたらやれるかもしれないという自信につながる話を一つしたいと思います。たまたまテレビで知ったので、どこの市町か分かりませんが、木で作った木製プランターが全く売れずに、当然です、プランターの中に土を入れて水をかけりゃ木が腐るから、だれでも園芸家なら知っていますから売れません。人にネットで売ってもらおうにも、やはり売れないので部屋に転がしておいたところ、複数の猫がプランターの中に入りたがり、木製のプランターを取り合うほどのお気に入りだったので、猫用プランターとして今度は売り出したところ、予想外の人気で1,000個ほど売れているということだが、驚くことはその値段なんですよ。材料や工程からして木の箱、四角い箱ですから1,000円を私は予想しましたが、4,000円で販売していると。この高価格販売が、私が考えている手作り商品が多くの人々の多様なニーズにも高価格で売れるということが分かったというか、面白いと。当面は手作りが主体となることを考えれば、目の付けどころのいい手作り商品には追い風なんです。町長、ヒット商品が目には浮かばないだけなんですよ普通は。皆さん目に浮かばないんですよ、これ。だけどね、何となくやれそうな気がしないですか。そこら辺、町長どうお感じになりましたか。これで最初の質問は終わりますけれども。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今いろいろお話を聞かせていただきましたけれども、そのような経験は実は私も若いときからしております。といいますのは、今から40年ほど前に、若者がグル

ープを作りまして、年寄りの経験とか知恵を発揮してもらおうじゃないかということで、木材の加工をやりました。といいますのは、無から有にしようということで、河原木を拾ってきて磨いたり、いろいろな木を運んできては組み立てたり、石を河原から拾ってきてそれを売ったり、いろいろなことをやりました。そのときに何が重要といいますと、やはりそこで一生懸命やる人が必要であるということで、当時は営林署OBの方等々が先生になったりしながら大勢の人に教えていただいたということで、大きな年寄りのグループができたということで、若い人はそれを運んで物産展等へ売りに行くというようなことをしたという経緯があったものですから、よく分かりますけれども、なかなかここでこれは売れるだろうと思って売れるものはなかなかないということも承知しておりますし、やはり山間地はほとんど山林を所有自治体が多いということで、出てくるものは大体同じであると。製品的には。そういうことでなかなかアイデアも浮かばなくて、その先輩たちが亡くなった後はじり貧になりましたけれども、今言われたように、やはり思いを込めて売れば売れるというものもあるということは承知しておりますし、これだけの資源があって、高付加価値が取れないということは非常に情けないというふうに思っております。

そこで、もう一つ大事なことは、先ほど来やる気のある人を探そうという話でありましたけれども、それも当然です。しかしながら、あるところで火をつければ火がつかますよと、やる気は途中まであるけれども一歩踏み出せないという方が非常に大勢いるというところの補助は町がやるべきであると。そうすると、その人に火がつけば一生懸命やるだろうということ。ですのでそれぞれの皆さんと、この人はすばらしい人だということを認定するような形のもので町の中でできないかということで、千年の学校を立ち上げたという経緯があります。ですので、皆さんが認める方に応援をするということも必要ではないかというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 過去のお話をいただきました。町長、流木工芸か何かの関係のような意味合いで私は取らせてもらっていました。やはり行きつくところはやる気があるかということだと思しますので、そういうことで話を、これで最初の質問を終わらせていただきまして、次に入らせていただきます。

では、いきいきクラブ連合会の今後の活性化についての関連です。町長の答弁にもありましたですけどね、私も考えて、難しい問題が多いです、このいきいきクラブ老人会の問題は。私も即効性のある対策はなかなかないのが実情だという感じはしていましたが、あえて新規加入者が少ない問題で、この地で生きていく65歳以下の皆様に対して、自分自身の生き方を8割程度に我慢して、あとの2割はボランティア活動的な気持ちになっていただきたいということが私の気持ちです。老人会に入会して地域へ貢献していくことなどは、精神的熟成が必要だと思いますが、やがて老いていく御自身のためになると理解していただくことを粘り強く町民の皆様にも周知していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 御質問にお答えいたします。

生き方を8割程度に我慢をして、あとの2割はボランティアというお考えもあろうかと思いますが、言うまでもなく、御自身の生き方、老後の過ごし方はもちろん御自身が決めることだと思います。したがって、町としてこうあるべきということを申し上げるのはちょっと難しいかなというふうに考えます。ただ、老人クラブの参加を促すための広報啓発は必要なことだと思いますので、関係機関と一緒に検討をしてみたいというふうに考えます。以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そういった広報が大事なかなと思います。年を人間とってくれば、そういったことをちょっと目にしたり耳に聞いたりすることが個人の精神的熟成のきっかけになるかもしれませんので、全ての人をそのように導くことは当然無理ですけれども、そういうことにふと気がつく人がいるかもしれませんので、粘り強くよろしく願いますということです。

次に、役員のなり手不足という問題ですが、特に会計さんの負担が大きいです。お金を扱う立場上、若い人に頼ることになり、領収書などの扱いが不慣れで審査が通るか分からないなどのほか、予算の少ないクラブなどではやりくりが大変で懲りてしまうケースもあり、会計の負担軽減で何らかの対策が必要ではと思いますが、お考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 補助金や申請、報告のことをございますけれども、補助金の申請や報告、それから領収書の管理など、会計さんが大変苦慮しているというお話は伺ってございます。町としても、社会福祉協議会に協力を依頼しまして、役員の事務負担を軽減するようにお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 一層の促進でよろしく願います。

次は、平成30年4月1日より補助金の見直しがされて、各いきいきクラブの不公平感が随分見直されてきたと感じます。しかし、大人数のいきいきクラブの経営が厳しい点や、今後会員1人当たりの金額の格差などの問題を、補助金の配分方法見直しなど、どう捉えていくのか、少し自分の考えですけれども、ちょっと提案させていただきます。

いきいきクラブ連合会への町の補助金ですけれども、平等割ということで3万5,000円、人数割ということで1人当たり500円、その中において各クラブは連合会への賦課金として各クラブ1万500円、人数割で150円を賦課金として納めています。要点だけ言わせてもらいますと、クラブの会員数が20人くらいのクラブですと、会員1人当たり1,575円ついております。大人数のクラブ80人くらいになりますと656円、会員1人当たり。各クラブの会員1

人当たりの最大格差は900円となり、大人数のいきいきクラブの会計はやりくりが大変な状況であるため、配分の底上げを目的としての増額、または総額を変えずに配分方法を見直す必要があると私は考えて、ちょっと幾つか試算したものですから、それをちょっとお聞きしたいのですが、町の補助金、平等割を2万円にすると。3万5,000円から2万円にする。これ、根拠はありません。1万5,000円減らすことによって13万5,000円浮きますので、それを414名の会員の皆様に配付しますと、300円増えます。800円ぐらいになってどうだということなのですけれども、20人くらいの会員のクラブでは会員1人当たり1,125円になって、大きい80人くらいのクラブでは768円になります。1人当たりの格差、それでも350円ありますけれども、私はこの350円は総合的に勘案して、平等の範囲に入っていると私は思っております。配分方法の今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それこそ資料をつけていただいてありがとうございます。御提案は拝聴しましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成30年に要綱を改正いたしました。それでもこれだけの格差があるということで、もちろんクラブの運営の課題につきましても、お金が全てだとは考えてはございません。しかしながら、必要であれば、関係する皆様の御意見を頂戴をして検討をしてみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） よろしくお伺いいたします。

ちょっと少し別の話ですけれども、高齢者福祉課に関連しておりますので。平成29年度の川根本町のお達者度は、女性は県下で2番目と相変わらず好調を維持しています。しかし、男性も3年くらいまでは女性と同様トップクラスを維持していましたが、今回の調査では16位に男性だけ急落しております。この急落の要因について分析ないし心当たりは何かありますか。

○議長（藺田靖邦君） 関連の質問ですので、高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、平成29年女性は県内2位ですが、男性は平成26年に1位だったのですが、16位まで下がっております。要因は一つではないというふうに考えてございますけれども、いろいろな教室や講座、それからふれあいサロン等、男性参加者が少ないのは事実でございます。引き続き男性の参加勧奨に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） いろいろないきいきサロンとかケアラーズとか、そういうのは女性がやはり多いと。何となく私もそんな気がしておりましたけれども。今、そうですね、だからといって男性を、なかなかそういうところへ引き込もうというか参加してもらいたくても、

今まで参加しないものを参加するということも考えられないので、ローカルの昔ながらの老人クラブの力にもちょっと頼るといいますか、そういうところの影響力を發揮してもらおうというような意味合いになりますけれども、コロナ禍における会員同士のコミュニケーションはお達者度を維持する上でも大変重要なことかと私も思っております。オリジナルイベントをいきいきクラブ側から提案する話で補助金を頂けるようになれば大変ありがたいのですがということで、冒頭でちょっとそういう話をさせてもらっておりますけれども、演壇で。そういうものをもらえたとしたら、頂くに当たり、一つの問題として、会計の負担軽減を考えた仕組みが必要と私は考えております。会長が会計の負担を考え、申込みをためらうことも十分考えるからです。クラブからの提案を認めるか否かで決定するなら、申込みの様式を簡素化して、実施報告も〇〇イベント一式程度になればと思いますが、活性化策の一つとしていかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 先ほど申し上げましたとおり、オリジナルイベントに対する補助金については、今後関係機関と検討をしてまいります。ただし、その様式とか報告とかそういったものでございますけれども、御承知のとおり、この事業が国県の補助を受けているため、ある程度の制約がありますことは御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 分かりました。

今後、今すぐというわけではないでしょうけれども、いきいきクラブ連合会を退会して、地区のローカルな老人会になったとしても、会長はじめ老人会の重要性はいささかも変わらないと私は思っております。こんなコロナ禍でありますので、ローカルな老人会のパワー、そういったものを活用する意味で、地区の老人の皆様をまとめ、健康的で明るく日々を過ごしていただくということは、老人保健医療の削減にも寄与するだけでなく、健康寿命を延ばし、お達者度の維持にも貢献していくと思います。老人会長をはじめ、老人会に対して何らかの支援を続けられることをお願いしたいのですけれども、今すぐの話ではないので見通しみたいなことになりますけれども、お答えしてもらえる範囲の内容がありましたら、お願いします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 先ほど来お話が出ておりますが、今現在のようなコロナ禍で、特にお年寄りが外出の機会が減っているという話も伺っております。そういった中で、人の接触が制約されるこういうときこそ、仲間づくりとか、それから人との絆とかがすごく大切だと思いますし、そのための一つの手段として、いきいきクラブがあろうかと思っておりますので、今後も連携を取りながら、なるべくお年寄りにとって暮らしやすい川根本町となるよ

うに努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） では、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

1時55分まで休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番、中原緑です。

本日は三つの大きな項目を質問いたします。

一つ目に、少子化対策について。

二つ目、高度情報基盤整備について。

3番目は、音戯の郷の運営についてになります。

今や日本全体の問題であります少子化は、当町においても歯止めがかかっていません。町の様々な問題、課題を突き詰めれば、大半が少子化に行き着きます。少なくとも今後、少子化のスピードを抑えなくてはならないことは、多くの町民が認識しています。少子化の要因の一つとして、子供を産み、育てることの負担が大きいことが上げられます。未婚化なども大きな要因です。他市町も少子化対策に力を入れています。今後、それらに負けない、より手厚い支援策を講じる必要がありますが、当町の少子化対策の内容と、その実績を伺います。

次に、結婚新生活支援事業について伺います。内閣府は、少子化対策の一環として、新婚生活のスタート時に要する費用の補助額を、現在の上限30万円から倍額し、来年度から60万円に引き上げる方針です。補助の対象は新居への住居費と引っ越し費用です。しかし、当町では結婚、新生活支援事業を実施していないため、その補助を受けられないのです。当町でも早急に事業を実施するべきと思いますが、計画はございますか。

最後に、子供を産み、育てる環境を整える中で、男性の子育てへの参加と、ワーク・ライフ・バランス、仕事の生活の調和の推進も必要です。育児や家計に不安なく結婚に踏み切れる環境の構築のためには、働き方改革を進めるべきであります。町はどのような支援を企業や事業所にしていくのか伺います。

少子化対策は、効果が出るには時間がかかります。平成20年から対策をしてきた町があります。島根県の吉賀町です。資料を御覧ください。人口も6,011人、中山間地で、当町と規模も同じくらいです。平成21年から12年間の人口は800人ほど減少していますが、出生数はこの10年間、なだらかな減少で推移しています。表にございますのは、ゼロ歳から18歳までの年齢別になります。グラフは1歳から3歳の年齢別になってございます。

そこで、当町の、こことはちょっと違うんですけども、出生数についてお話しすると、平成23年に40人でした。次の年が33、翌年の25年が28、そして平成26年ちょっと上がりまして39、平成27年がぐっと下がりまして17、平成28は17、そしてここが極端に少ないんですけども平成29年は15、平成30年は17、そこまでのデータしかお話できないんですけども、そういうことで、30年の減少率は23年に比べますと、減少率が57%減ということが分かります。

吉賀町の対策は、平成20年から子供の医療費無償化を始めたこと、そして段階的に保育料、給食費、放課後児童クラブの利用の無償化を進めてきて、現在は完全無償化になっているそうです。出生の減少を抑えている要因は複数あると思いますが、こうした思い切った対策を打った取組も、子育て世代にとっては、産み、育てやすい環境の一つであり、出生数が減らない大きな要因だと思います。

次に、二つ目の質問です。高度情報基盤整備が平成26年に完成してから6年が経過しました。現状と今後の事業予定を伺います。

本年8月に落雷等により、町内各地でたび重なる障害が発生しました。その原因、状況詳細、そして東海ブロードバンドサービスの対応と、それに対する町の動向の説明をお願いいたします。

次に、今回の追加補正で、国の高度無線環境整備推進事業が進められることになり、無線エリアのネット環境問題が解消されることとなります。今後の町の事業計画を伺います。

それでは、ここで次の資料を見ていただきたいと思います。縦長の資料で、かわねフォンの利用状況を御覧ください。これは私が、個人的に聞き取りをしてまとめたものです。各年代で利用する目的に違いがありました。高齢者は、お知らせ機能をあまり使わないし、使えない。中年層以下は、電話を利用しない傾向にあることが分かりました。中には回覧板では得られにくいタイムリーな情報を、お知らせ機能で取り入れて、かわねフォンを賢く利用している方もいらっしゃいました。また、地区ごとの情報連絡のためのページング機能を活用されている地区があり、その地区の方はかわねフォンに触れる機会が多いせいか、積極的にお知らせ機能を利用されていました。その他、設置した場所が遠くて使いにくい、お知らせの音が不自然でいまだにびっくりする、変えてもらえないかなど、町民の方の生の声を多く聞くことができました。沢間、桑野山、千頭エリアのうちの91世帯だけですので、町全体としての判断基準にはなりません、利用の傾向を把握することができました。

次は、利用料のことです。かわねフォン利用負担金は、令和元年度決算では2,727万円で、

東海ブロードバンドサービスに支払っています。1世帯に1台、月880円、年間1万560円を町が負担しています。将来、告知端末機の入替えをするとき、今より世帯数は減少していると思います。負担金も比例して減少しますが、次の民間事業者は、1台当たりの利用料を抑えていけるでしょうか。

今後は、町民が望んでいる通信内容を調査し、提供している機能の中に無駄はないか確認することも必要だと思います。例えば、タッチパネルの中に動画を見る機能がありますが、皆さん、御覧になったことはありますか。また、その動画作成費用は、業者に委託すれば作成費がかかります。通話中のカメラ機能は必要でしょうか。使われていない機能を検討しておく必要があります。

以上、一つ目に、町民がかわねフォンを安全で、より利活用しやすくすること。二つ目に機能の見直しをして、利用料金の負担を抑えること。そのためには、利用状況の聞き取り調査は重要だと思います。町は調査するお考えはありますか。

三つ目の質問になります。音戯の郷運営費は、毎年約4,000から5,000万が一般財源から支出されています。また、現在、建設から21年が経過し、建物の維持管理に費用がかかり始めていて、本年度は空調工事に約1,000万が予算に盛り込まれ、ただいま工事中です。イベントを打てば、一時的に入館者は増えるものの、その分、イベントへの委託料が増えます。

資料を御覧ください。令和元年度はイベントを打っても、入館者は減少しています。一番右側のラインになりますけれども、音のミュージアムが観光客の単なる時間潰しでよいのでしょうか。当初の建設目的と、予測していた年間入館者数は。また、町への経済効果をどのように考えていたのか伺います。平成10年度から令和元年度までの入館者数と、10年度を100として年度別比、また各年度に開催された目玉イベントは何であったか伺います。

次に、コロナ感染症の収束後も、入館者の伸びは見込めず、新たな運営計画もないとしたら、一時閉館する選択もあると思います。これは提案ではありますが、施設の利用目的を、この町の頭が軟らかい10代の若者が議論する機会をつくるべきだと思います。町の問題解決のために議論したことで、音戯の郷への、また川根本町への思いを一生忘れないと思います。

施設を運営するための収入はどうあるべきかも含めたことを、早急に御検討をお願いします。その結果、施設の一時閉館となったとしても、それは事態の後退ではなく、勇気ある前向きな一歩と考えますが、いかがでしょうか。

令和2年度、環境省は南アルプス国立公園の区域拡張に向けた調査に着手しています。当町に国立公園の区域面積が広がる可能性、チャンスがあります。国立公園には必ずビジターセンターが配置されています。そこで音戯の郷を、レンジャーが活動する拠点、そして国直営のビジターセンターに提案することはできないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、当町の少子化対策でございます。本年度におきまして、大きなくりといたしましては、当初予算説明資料において、子ども・子育て支援サービスの充実として計上をいたしております。保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブの運営による、仕事と子育ての両立への支援や、現在では全市町で実施をされております高校生までの医療費助成を平成27年度から実施をしているほか、インフルエンザ予防接種無料化等の医療費助成や、養育支援訪問、相談等の充実を努めてまいったところであります。

実績等につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますけれども、2点目の新婚生活支援事業につきましては、来年度実施に向け検討しているところでございます。国におきましても、現在の補助要件の緩和や、要件の補助金額の見直しを予定をしていることから、その動向を注視をしていきたいと考えております。

3点目のワーク・ライフ・バランスの推進についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、男女を問わず、子育てにおける仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスは重要な要素であります。

本町においても、2019年3月に策定をいたしました第2次川根本町男女共同参画プランや、2020年3月に策定の第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画において、仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスを重点事項に位置づけをしているところであります。特に、このコロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くなっている中、男性の家事、子育て、介護などへの参画の推進が不可欠であります。

国におきましても、男性の育児休暇取得に向け検討されておりますが、各企業における意識の温度差があり、進まない状況であると聞いております。

先般、開催いたしました川根本町男女共同参画推進会議の中でも、本町のような小規模事業所では事業存続が優先であり、ワーク・ライフ・バランスの余裕がないとの状況も上げられました。事業所によっては経済的支援ではなく、労働力確保からの課題もあるのではないかと考えられますが、まずは町民や企業への男女共同参画への意識の高揚と併せて、子育て講座等への男性の参加促進を図ることにより、意識の高揚を図っていききたいと考えているところであります。

次に、高度情報基盤整備に関する御質問がございました。高度情報基盤整備につきましては、この町が継続的に発展するための最低限のインフラ整備であるという考えの下、町長就任時から取り組んでまいりました。その成果が、ゾーホージャパンをはじめとする幾つかのサテライトオフィスの誘致成功や、県内最高水準である小中学校ICT教育の推進であると考えております。

しかしながら、施設整備も6年が経過しようとしている状況において、今後、取り組んでいくべきことは、無線エリアとしている地域への光ファイバー網の構築であると考えております。時代の流れ、特にIT関係の進歩は想像以上に早く、今や光ファイバー網の構築はこ

の地域に必要な不可欠のインフラであることを、議員の皆様も考えておられると思います。その整備に関しては、これまでと同様に、総務省の指針及び御指導を受けながら進めてまいりたいと考えているところであります。個別の質問につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

3点目の、観光施設に関する御質問にお答えをさせていただきます。最初に、音戯の郷の建設目的及び当時の入館者と、経済効果の予測についてお答えをさせていただきます。

音戯の郷につきましては、「音と戯れ五感と遊ぶ」とし、人の五感、視覚、聴覚、臭覚、味覚、触覚から、子供心の好奇心をかき立てる空間の創出を目的に、平成10年4月にオープンをいたしました。また、同時に道の駅としても指定され、今日に至っております。

当時は、年間約7万5,000人の集客を見込んでおりました。音戯の郷は、奥大井の自然の中で心と身体に癒しの時間と空間を提供し、千頭駅周辺及び寸又峡・接岨峡方面への観光拠点としての役割や、駐車場を利用されての千頭駅や商店、飲食店への誘導等がこの施設の経済効果として捉えられております。

施設状況等に関する質問に対しましては、後ほど担当課長からの答弁とさせていただきますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、5月中休館、また工房体験も8月から10月まで休止するなど、施設運営に影響を受けているところであります。

また、国立公園のビジターセンターとしての転用の可能性に関する質問もございました。現在、国立公園を所管する環境省におきまして、南アルプス国立公園の公園計画再検討に向けた情報収集整理等の業務を、本年9月から開始をしたところであります。先日も環境省の担当官がお見えになり、現況等に関する最初の面談があったところでありますが、この調査実施期間は4年から5年を要するものであり、当町へのビジターセンター誘致に向けては、想定以上の様々な条件をクリアしていく必要があることを認識したところであります。

今後、施設をどのように活用していくかは、いろいろな選択肢もあろうかと思いますが、コロナ禍の状況を踏まえ、その中でどのように活用していくかを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（**菌田靖邦君**） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（**大村妃佐良君**） 私のほうからは、少子化対策について説明をさせていただきます。先ほど町長の答弁にもありましたように、子育て環境については、ひだまり、こもれびなどの子育て支援施設、保育園、放課後児童クラブの運営や、保健師による養育支援訪問や相談事業により、子育てへの不安解消や就労支援に努めておるところでございます。

経済的支援につきましては、国の制度であります児童手当、幼児教育・保育料の無料化、こども医療費の支援や、町独自でありますインフルエンザ予防接種の無料化等を実施しております。また、一時金ではございますが、結婚・出産祝い金も支給を実施しております。

若者の出会いの場づくりとしましては、縁結び事業として商工会青年部主催の事業の実施

や、近年では久野脇地区の資源を生かした婚活事業への支援も実施しております。ただし、婚活事業につきましては、なかなか最終的な成果まで迎えることが難しい状況が続いているところでございます。

子育て支援につきましては、一過性のものでなく子育てへの養育支援や、保育等の体制の充実による仕事と子育ての両立への支援など、継続的なサービスの展開による環境整備が重要であるというふうと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 高度情報基盤設備に発生しました障害について、大きく分けて三つの原因がございます。まず、落雷による無線機の障害。次に、光ケーブルの芯線の断線による障害、最後に、上位回線の障害により、町内全域でインターネットが利用できない状況となりました。いずれも8月に発生したことから、多くの皆様に御迷惑をおかけしました。

運営事業者であります東海ブロードバンドサービス株式会社においては、障害の復旧に向け対応しましたが、その中で、光回線の監視など障害の感知に問題があり、復旧に時間を要する原因となったこと等に対し、町は、令和3年3月末日をもってIRU契約を解除するという措置を取ったことについては、これまで議会の皆様に詳細に報告させていただいているところであります。

次に、今回の補正予算にありますことにつきましては、先ほど町長から答弁したとおり、5G通信への対応など、光ファイバーの整備は不可欠との認識の下、町は事業主体であります民間事業者に補助金を支出するものであります。事業規模等につきましては、国からの内示等を受けた段階で報告をさせていただきます。

最後に、かわねフォンの更新等につきましては、当町より先行的に同様の機器を導入した自治体が全国にございます。その動向を確認しながら、実態調査を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうからは、音戯の郷の入館者の推移と、各年度に開催された目玉イベントについて、お答えさせていただきます。オープン当時の年間入館者数は3万8,000人、10年が経過した平成21年度頃からの5年間にしましては2万人を割る状況となりましたが、平成26年度からのトーマス運行により2万5,000人まで回復いたしました。しかしながら、昨年度終盤からのコロナ禍の影響もあり、2万人を割り込んでいる状況でございます。

また、イベントにつきましては、オープン当時から10年間は音の彫刻^{さくひん}コンクール、癒しのコンサートなどを実施し、平成26年度からのトーマス運行時からはトーマスフェアなどの

イベントを実施いたしております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 働き方改革として、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組は、女性はもちろん、男性の育児休業取得など、次世代育成支援に積極的な事業主に対するインセンティブについて検討してはどうでしょうか、そのお考えはありますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 実は、静岡県内各市町がどのような男女参画について支援しているかということを見てみましたら、漏れがあるかもしれないんですけども、経済的支援とかハード的な支援でなくて、意識高揚、事業所が育児休暇どれだけ取ったかとか、男女共同参画についてどのような活動をしているかという表彰事業がほとんどでございました。

支援につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、これは男女参画推進会議、中原議員も傍聴されていた中で、やはり当町の事業所については小規模であり、今現在、やはり事業継続が優先で、そこまで回らないよというようなことがございました。その中で、企業へのアンケートとか意向を聞いてみたらどうだという提案もありましたので、まずもって町がやるということは、町民、男性も含めまして、男女共同参画への意識の高揚がまずないと、何も進まないのではないかなというようなことを考えております。

ただ、先ほど言ったように、育児休業を取ったからお金を支援するというようなことであれば、やはり育児休業取った中で、コロナ禍の労働力の確保というのも、かなり課題でないかということですので、支援、金銭的な支援につきましては国の制度がございます。ただ、この国の制度は計画を持っていないと頂けないようなこともございますので、これにつきましては商工業の支援、観光商工課と併せまして、私どもでできるとしたら男女共同参画宣言事業所という制度がございます。まずもって、その制度の説明をして、そういう意識を高揚をしていただくことが先決かというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

先ほど、やはり啓発、普及、意識改革ということは重要だということなのですが、どのように推進していくべきか、保育園とか幼稚園とか、そういったところで男性の父親の、パパたちがそこで参加して講座を受けるというか、一緒になって勉強会をするというか、そういったことも大事かと思うんですけども、そういったことの推進というのも考えていますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 男女共同参画推進会議、毎年1回検証とKPIがございます。

その中の課題として、やはり子育て世代の、多分こもれびとかについてはそういう講座とい

うか、講座を開いていただいた中で若干男性、父親も参加していただいているということがございました。

ただ、時間帯とか開催曜日の課題がございますので、それはその担当のほうで参加しやすい時間を検討していただきたいというようなこともお願いしておりますし、これは全課、全課というか全庁、庁舎内一丸となってやっている。生涯学習もそうですし、そういう場面場面において講座を開いたりとか、例えば学校であれば、学校教育の中でやっていただくというようなことが、地道でありますけれども、難しい点ではございますけれども、まずもって全課で、全庁的にやっていかないと、ちょっと進まないではないかということで、座長であります県立大の犬塚教授からも、そういう重要性があるというようなことで御指摘をいただいておりますので、まずもって全庁的に、機会があるごとに言っていくことが大切かなというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 次の質問になります。移住者の流入促進も大事ですけれども、流出を防ぐことも、それ以上に少子化対策としては重要です。流出の原因は、ライフイベントとして子供が保育園に入園、小学校、中学校に入学、ほかには高校進学するためが上げられます。そこで、その節目節目でお子様の入学お祝い金を給付してはどうでしょうか。町から我が子に、金額の多い少ないではなく、お祝い金をもらうことで、子供の成長を町が祝福していることを実感してもらえないのでしょうか、伺います。こういった企画というか、こういった基準というのはこの町にはまだないですよ。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 11月に開催しました総合計画検証委員会において、委員から子育てをしている保護者のお話がありました。これは中原議員、傍聴されていますので御承知かと思っておりますけれども、それは手前みそではございますが、本町での子育てサービスへのお褒めの言葉でございました。今ではどの市町村でも行っている高校生までの医療費無償化、また養育支援、訪問の充実で、新生児訪問に始まり離乳食指導、育児相談をきめ細かくしていただいていること、他の市町であると通知1枚で御覧くださいというようなことですが、一人一人に会って声をかけていることに喜んでいらっしゃったというような、委員からの言葉もございました。

これにつきましては、総合計画にございます、誰もが暮らしやすいまちを目指し、小さいまちの強みであります、顔が分かる環境を生かしたサービスの一つであると実感しているところでございます。これが本町の目指す行政サービスではないかというふうに思っております。

議員言われるように、お祝い金の給付については、頂いた方は喜ばれると思われそうですが、一過性であり、住み続けたいまち、住んでみたいまちであるためには、継続したこのようなサービスが重要であると考えております。ただ、継続するには、先ほど地道な訪問とかござ

いますので、かなり一過性よりも難しいサービスの提供であるというふうには思っております。

また、当初予算説明資料の主要施策説明書にもございますように、小さな町であるがゆえにできる、個に応じた福祉施策、保健医療の推進が、繰り返しますけれども住み続けたいと思われるまちであり、流出への手だての一つではないかと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） しかしながら、そういったソフト面の対応というのは本当にうれしい、それがやっぱり本来の姿かなとは思いますが。しかしながら、こうして流出が止まらない。流出、もしこれから手だては何か、切り札というのはありますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） すみません、これといった特効薬というのはございません。今、申し上げていましたように、一時的な支給を必ず否定するものではございませんけれども、今後、後期の総合計画の策定もありますし、先ほど来言いましたように、子ども・子育て支援計画、この3月に策定された中でもいろいろなサービスの見解、検討しているというようなことですので、そういう会議の中におきまして、いろいろな方の意見をいただいて進めていくことが、今、お答えできる範囲でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 次の質問にまいります。多子世帯における保育料減免は、ゼロ歳から2歳児においては、兄弟が在籍している場合のみです。少子化に貢献している多子世帯に対して、きめ細やかな対策を川根本町独自で他市町に負けないよう対応をしていくことが必要だと思います。既に焼津市は、減免の対象の対策をしております。町長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 保育料減免のことでいいんですか。

○1番（中原 緑君） はい。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 当町の現行制度でございますけれども、保育料は所得階層別に設定をしております。ゼロ歳から2歳児の保育料でございますけれども、兄弟の在園児がいる場合におきまして、第2子が半額、第3子が保育料なしという形になっております。

また、町民税の非課税世帯におきましては、いわゆる3号認定、ゼロ歳から2歳児の第1子から無償。町民税の所得割の課税額が5万7,700円未満、おおむね収入で360万円未満ということでございますけれども、この世帯につきましては、兄弟の年齢に関係なく計算をしているという状況でございます。つまり、収入が少ない世帯に対して配慮をしているという状況でございます。基本的な制度設計につきましては、国の制度に準じているということで運用しているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

- 1番(中原 緑君) そうしますと大体、ほとんど今の現状では、該当者の方は漏れなくこの減免の措置にフィットしているから、これは特に設定しなくても川根本町は大丈夫ですという解釈でよろしいのでしょうか。
- 議長(藺田靖邦君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。
- 健康福祉課長(鈴木浩之君) すみません。質問の趣旨がちょっと掌握できませんけれども、所得に応じて処理をしておりますので、所得が360万円以上、世帯の条件にもよりますけれども、の方については第3子、保育料を頂いている例はございます。
- 議長(藺田靖邦君) 1番、中原緑君。
- 1番(中原 緑君) では、焼津市のように、全面的に所得が多くても減免するというお考えはないということでしょうか。
- 議長(藺田靖邦君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。
- 健康福祉課長(鈴木浩之君) 当町は国の制度に準じて運用するという方針でございます。
- 1番(中原 緑君) 分かりました。
- 議長(藺田靖邦君) 1番、中原緑君。
- 1番(中原 緑君) 先ほどの島根県の吉賀町が、なぜ強力な少子化対策ができたのかは、我が町とは異なる環境や、異なる考え方によるものと思います。また、異なる風土の違いもあるかもしれません。だから一概にそんなまねすることはないんですけども、羨ましく思うこともあるんですが、音戯の郷に毎年、四、五千万、それ以上も使っているということで、そのうち子供がいなくなってしまうのではと、極端なことを言うと焦ります。軸足を少子化対策にシフトする。来年度予算に少子化対策はどのように盛り込む予定ですか、伺います。
- 議長(藺田靖邦君) どなたか。企画課長、大村妃佐良君。
- 企画課長(大村妃佐良君) 来年度につきましては、たしか、前、野口議員でしたでしょうか、少子化対策の事業については、考えを述べさせていただいたと思うんですけども。ちょっと資料をすみません、確認します。
- 議長(藺田靖邦君) 少し待ってください。どうぞ。
- 企画課長(大村妃佐良君) すみません。繰り返しになりますけれども、先ほどの答弁と間違っても困りますので、先ほど来は、子ども・子育て支援対策、移住・定住対策の次年度への反映はというところで述べさせていただいたので、復唱させていただきます。
- 現在のコロナ禍により、地方での生活環境が注目される中、子育て支援策や移住・定住施策の充実が重要な鍵であることは間違いございません。具体的な施策は来年度予算提出時になりますが、従来町の施策の充実に加え、国・県等の施策を活用した支援や移住相談や空き家などの活用を、地域一体となり推進することが重要と考えております。ハード、ソフトを問わず、身近なサービスを展開することにより、住み続けたい、住んでみたいまちを目指していきたいと考えております。
- 先ほどちょっと検証委員会の紹介をさせていただいた中で、やはり一過性のものよりも住

み続けたい、この町はこんなサービスを親身になって顔の見えるサービスができるんだよということ、非常に大切な施策の一つであると思います。

これは今から財政事情が厳しい中、これすらも継続することが難しいというようなことも予測されますけれども、やはり喜んでいただいているこういうサービスについては、ぜひ継続していきたい。それについては、訪問される保健師とか、いろいろな看護師さんの回数が増えるということは否めませんが、そういう政策がこの小さな町にできることかなというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 次の質問です。町外に出て、また元町民が戻ってきてくれるには、どんな条件をクリアすればいいのか、思い切って聞いていくことも少子化対策ではないでしょうか。町にぜひ取り組んでいただきたい。町全体で取り組みませんか。町長、旗を振ってください。お願いします。

やっぱり出ていっちゃったけれども、声かけてもらいたいというのはすごくあると思うんです。だから、やっぱり関係人口がもしかしたら定住人口になると思うので、これ質問ではないんですけれども、やはりここに住んでいる人たちが明るく声をかけていくということが、やっぱりまた戻ってきてくれるかなというきっかけになると思うので、ここにいる会場の方、ぜひ皆さんで声をかけていきましょう、と思います。

次の質問なんですけれども、いいでしょうか。少子化のほうがこれで終わりました。

次が光のほうなんですけれども、落雷等による通信障害は防ぐことはできなかったのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 先ほども答弁しましたとおり、障害発生の原因が、落雷、光ケーブルの一部断線、そして上位回線の障害でありまして、いずれも予想できない中で発生したものです。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 倒木などによる障害は、東海ブロードバンドサービスとの保守契約の中で修繕されているものなのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 御質問の障害の原因が風水害、災害によります障害の発生と判断した場合には、町の予算にて対応し、保険金で、例えば風水害の場合は2分の1といったような保険金で対応しております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 総務省の補助事業で、町内の無線エリアを有線の光ファイバーが整備されるとのことですが、整備されるエリアをお示してください。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 先ほどの答弁でもお話をしましたが、今回、補正予算で計上した補助金につきましては、民間事業者の事業に対し補助金を支出するというものであります。町の方針は町長の答弁のとおり、無線エリアを光ファイバー網を構築するという考えの下ではありますが、今回の事業に当たっては、民間事業者の事業、民間事業者が主体になりますので、そちらのほうと調整を取りながら、国のほうの予算の範囲内で対応していきたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、民間事業者の方が設計から施工とかそういったことまで主体、主導になっているので、エリアについてもこちらの意向は言うかもしれないけれども、あくまでもその民間事業者の方が整備するということが主導になるわけですね。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 設計、施工という形で民間事業者がまず実施すると。そして、事業の整備エリアに関しては国の補助金、先ほど内示を受けた段階でお示しするとお話ししましたが、その予算規模というものがありますので、その範囲内で確定されていくものです。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、その時期というのが年度内ということになるんですよね、そうしますと。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 今年度、本年度の事業として要望しておりますので、国の補助事業自体は年度内完成を目指してまいります。ただ、今現在、内示を待っている段階ですので、その状況によっては延期する場合もあるかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 別の質問になります。障害が出ても、上位回線が二重に引かれていればフォローできる。現在はどのような状況ですか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 現状、上位回線は1本のみで運用をしております。

ただ4月1日から、新しい運営事業者になってからは、通信速度の改善とネットワークの強靱化を図るため、2本に増強するという計画を持っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、その強靱化でしたっけ、今、上位回線を敷いてくださるというのは、追加費用はどなたが負担するんですか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 新たな運営事業者が計画し、その経費を負担します。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今回の光化の無線を有線にしていく事業なんですけれども、前回、平

成26年度に整備された高度情報基盤整備と、どう違いがあるのか教えていただけますか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 前回の事業につきましては、公設民営方式ということで町が事業主体となって設備を構築し、その後、事業者に貸し出して運営をするという方式でありました。

今回の事業につきましては、民間事業者が事業主体となって、整備後もその整備された設備を運営すると。そして、整備した箇所におけます維持管理費等の経費につきましては、事業者が負担するというものです。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 次の事業者が中国ブロードバンドということなんですけれども、中国ブロードバンドにプロバイダーが替わっても、料金はIRU契約が終わるまでは変わらないということでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） インターネット料金につきましては、現在の金額と変更しない形で進めていきます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） すごく細かいことなんですけれども、今、無線でインターネットをしているエリアの人は、税別4,300円なんですけれども、これで光になると4,800円になるということでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 現在、無線エリアと光エリアという料金の区分があります。今回、光のエリアとなることで議員おっしゃったとおり、100メガの場合は4,800円が基準になります。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 中国ブロードバンドさん、民間業者に公設の施設を譲渡した後で、料金収入だけでは設備の維持管理が困難な場合、自治体による、この場合は川根本町ですけれども、負担金の支払いはあるのか、支払いというのはあるんでしょうかということで、町の考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 議員の質問は、全員協議会等で説明をしました整備後10年経過した後の設備の民間移譲のことを御質問されていると思うんですが、そこにつきましては、現在、町が負担している維持管理費の額であれば、全額、民間事業者が負担できる、負担するという計画で現在は進めています。

ただ、ただいま6年目でありまして、まだ10年経過まで4年が期間があります。その中で

細かく協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 私の先ほどの質問の中で、聞き取りをやって、聞き取りも含めて次のかわねフォンですか、告知端末を考えていきますよというお返事だったんですけども、もう一回確認すると、やはり聞き取り調査をするかということ、するかしないかといったら、やっぱりしていくという、どっちかっていうとお考えで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） かわねフォンといいますか、緊急放送を含めましたお知らせの配信ですね。その方法につきまして検討していく中で、住民の皆様の御意見をお聞きする方法としまして、聞き取り調査も一つの手段だと考えます。

○1番（中原 緑君） はい、分かりました。

じゃ、次の、音戯の郷にいきます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） お願いします。

以前、景観において高い塀が問題視されたと聞きました。その問題はなぜ起きて、どう解決されたのか、今まだそのまま現存しているんですけども、それで大丈夫なんでしょうか。どう解決されたのか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今、議員おっしゃられました景観で問題視されたということについては、特に聞いてはおりません。

ただ、外壁は施設の中ほど音に関しての影響が少ないということで、壁をなくすことにより対岸の景色、また芝で行っているイベント等が駐車場の中の人達にも見えるということも含めた中で、来訪者のニーズの変化も踏まえて撤去する案も検討しましたが、やはり音戯の門をくぐれば音の施設の空間であるということから、現状のまま残すような形になっていると、そのように聞いております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほど観光地としての音戯の郷の在り方みたいなことを聞いたんですけども、経済効果があるよということなんですけれども、逆に観光客は、観光地と目指しているのは寸又峡であり、接岨峡、また周辺のハイキングできる山々、今キャンプ場なんです。で、音戯の郷を目指して来ている観光客がどの程度いるか、お調べしていますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 音戯の郷を目指している人数の把握というのは特にしておりません。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、千頭駅周辺及び寸又峡・接岨峡方面への観光拠点としての役割や、駐車場を利用されての千頭駅や商店、飲食店への誘客等がこ

の施設の経済効果と考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） そのこのところがちょっと考え方がずれているなというところがあります。だから目的地は音戯の郷じゃなくてほかなんだよ、だから飲食店も寄るけれども、音戯の郷ではないんだということとなると、また考え方が違うのかなと、経済効果的なところというのが。ゼロではないんですけれども、そのこのところが感覚が違う、目的のピンポイントが違うということではないでしょうか。

次の質問ちょっと続けてさせてもらっていいでしょうか。いいですか。

建設当時、予想される入館料では、とても収支が合わないという意見もあったようなんです。でも、この施設はもうけなくてもよい、観光の拠点であればよいということだったらしいですけれども、町長も当時現役の議員さんだったと思うんですけれども、何かそういうやっぱり感覚があったんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 平成10年当時、私は議員でおったと思います。ちょっと境目になってよく分かんませんが、そのときには全国音風景100選というのがありまして、その中にS Lの汽笛の音が100選に選ばれたというようなことがあって、それに付随したものを造ったらどうだろうと。時の町長は松岡武平氏であったんですが、そのようなコンセプトの下で対応したということで、当初は大変多くの有名な皆さんに来ていただいて、演奏会やったりいろいろなイベントやったりして、非常に注目されたというような時期がございました。それで全国からの音の彫刻コンクール等につきましても、大変な応募があって、これをもっともっと大きくしようというような望みがあったんですが、途中でそのような方向性が少し途切れたというようなことがあって、このような数字の少なさになったというふうに思っております。

コンセプトとしては音に限ってやったわけです。当時は学芸員がいて、いろんな案内等もしたということで、考えてみますと、大変格調の高い施設であったなというふうに、今思うと感じております。今は何でもありみたいになりましたけれども、本来は所期の目的を達成するために、音に関するものをもう少し集中してやったらどうだろうという思いは、今でも思っております。ですので、格調高い音の殿堂というようなぐらいのことをやったらどうかという感じは、今でもしているところであります。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 町長の熱い思いを今、まじまじと聞きました。そうですね、やっぱりその時代の方は音戯の郷に対する熱い思いがあったと思います。

しかしながら、やはり今、コロナということもありまして、先ほど私、最初の質問で言ったように、ちょっといつとき足踏みするということも大事なのかなという、そしていろんな

ことを議論することも大事なと思います。

今、盛んにほかの議員の方も、山本議員も施設のことを一生懸命、公共の施設のことを質問されていましたけれども、本当に今、予算がない中でどういうふうに行っていくかということをご皆さん知恵を絞っているわけですから、音戯の郷のこともしっかり議論していったらいいと思います。そのところには若者の考え方というのを、ぜひ、ぜひ入れてあげていただきたいと思います。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 以上で終わりですか。

○1番（中原 緑君） はい。

○議長（藺田靖邦君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。最後となり、お疲れと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、この1年、前代未聞のコロナ脅威危機の中、町長を先頭に町の職員の皆様には、それぞれの御担当の分野で日々真剣に御努力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて昨年、町の教育委員会は、令和元年、町立学校設置適正化及びあり方協議会と同研究会を設置され、静岡大学教育学部梅澤教授をはじめ、教育委員長、学校長、保育園、幼稚園、高校長、さらに各PTA会長、正副区長会長なども網羅した会を設置、1年間にわたり検討をされ、一方では、町内各地区で保護者、地域住民との意見交換を14回にわたり開催され、本年3月に報告をまとめられました。これを基に、今年度は6回の町立学校の今後の方向性案の説明会を町民対象に各地区で実施され、明日の総合支所が最後の予定であります。

私は、町の100年の計、子供の未来に大きく影響する学校教育という非常に重大な計画に対し、謙虚で慎重な気持ちで委員先生のお考え、お子様を持たれる保護者、各地区の町民の方々の意見、思いを肌で感じ、受け止めたいと考え、昨年の14回の意見交換会のうち12回に、また本年の方向性案説明会には、これまで6地区6回全てに参加し、傍聴に徹し、皆様の御意見、各地区の空気をじっと心に収めて拝聴してまいりました。学識経験委員の静大の教授が、これほど丁寧に進められているところはないと漏らされたくらいの回数で、私自身思い

返しますと、明日残り2回ありますが、今日までに18回参加させていただいてきました。

今、日本の教育は、全く違う新しい教育に大きく変化しようとしているということをひしひしと感じ、実は、私は幕末の長州の吉田松陰先生のことを思い浮かべました。新時代がすぐそこに迫る中、いたたまれず松下村塾を開き、年の違う子供から大人まで、一人一人の能力、性質に合わせたマンツーマン教育を行い、武士、農民、町人にも入門を許し、月謝は無料、貧しい者には食事を与え、24時間開放し、早朝でも深夜でも塾生の都合に合わせた講義に徹したと言われます。開国の新しい波が押し寄せる新時代に、自らの力で道を切り開いて、活躍できる人材を育てた教育であったとも言われます。

今まさに世界はIT革命、人工知能によって大きく変わろうとしております。さらに、コロナウイルスによって世界は一変し、デジタル化の全く新しい社会にと変革が目前に迫る今、日本の教育も大きく変わろうとしております。今、新時代に力強く成長し、生き抜く子供たちを育てること、育てる環境を整えることが求められています。町は最新の教育というイェナプラン教育、キャリア教育、アクティブラーニングなどの考え方を取り入れ、過疎化、少子化という我が町の抱えるマイナスを逆手に取って、それを生かし利用して、一足先に進んだ教育を取り入れてしまおうとしております。一人一人を大切にしたいあの吉田松陰の教育と重なります。私は、こうした思いを基に、町民の皆様の不安や疑問点を明確にしたいと考え、質問をさせていただきます。

まず、まちづくりの観点から、合併15年がたち、鈴木町長の下、町民の一体感は年々深まっているところでありますが、事学校統合となりますと、各地区に思いの違いが出てきます。そこで、町のランドデザインという面で、一般論としまして、公的施設や学校はどこにあるのが効率的で、経費面からも利用面からもいいのかということを考えますと、特に学校施設は町の外れよりも通学距離が公平な中心部分にというのが一般論であります。今、町の真ん中の学区は第一小学区になります。県立川根高校、幼稚園、保育園があり、同地区にまとめることで効率的に補完し合え、大きな成果も期待できます。

今、小・中学校は義務教育学校を2校つくるということで進んでおりますが、将来1校にするようなことが発生しないとも限らないという点も考慮し、位置的に非常に有意義な場所としての町の真ん中の施設を何らかの形で残す、もしくは教育関連施設としても捨て難い位置の施設ですので、候補の一つとして最後の最後まで検討対象に残しておくということがいいと考えます。

また、さきの説明会の折の徳山、藤川地区の方の声、空気も受け止めていただいていると思いますが、地区の大きな施設が失われる喪失感、失望感は大きなものがあります。しかし、未来、将来の子供たちのことが第一であるということは、町民等しく理解して下さっておられます。地域の気持ちも受け止め、大きな観点で検討対象施設として最後まで残しておいて、あらゆる面から種々検討すべきと思いますが、いかがお考えか、お伺いをいたします。

次に、学校あり方検討会、町総合教育会議においては、規模の違う義務教育学園を2校設

置するとしています。多くの話合いを経て、結果がそこに至った理由についてお伺いをいたします。同じ平等な町民であるのに、規模の違う学校に仕分けられることについて、不満の声がありました。同じ町民なら同じ教育が受けられるべきという意見であります。どちらも小規模ですが、片方がより小さく、片方は中くらいという感じなら、両方半々にすればという至極当たり前の意見であります。これをあえてしなかった明確な理由がそこにあるはずであります。その理由は何でしょうか、お伺いをいたします。

次に、本年行われております今後の方向性案説明会において報告されていますが、小学生保護者アンケートの結果では、2校の義務教育学校の学区を今の中学校学区とする案をどう思うかという質問の結果を見ますと、旧本川根地区の保護者は24%が「適当でない」と答え、44%が「分からない」と答え、合わせて68%が賛同と言っていない答えであります。第一小学区は「適当でない」は14%、「分からない」は29%、合わせて約43%が賛同ではないという答えであります。北部地区は、合わせて56%の保護者が賛同ではない、もしくは分からないと答えているということでもあります。中央小、南部小学区のほうは、平均では36%が同じように答えているという結果であります。この結果から、北部地区全体の平均では、56%の方が賛同していない、もしくは分からないという結果となっています。これをどう分析され、受け止めておられるのかお伺いをいたします。

次に、新型コロナの渦中では、オンラインを使う仕事が本格化され、コロナ収束後においても、この流れは価値観を大きく変え、移住・定住、企業誘致など、都会から地方に企業を呼び込むチャンスとなっていると言われますが、学校の今後の方向性の説明会で、子ども・子育て世代の移住に対して、非常に大きな期待ができるというようなお話が度々ありました。それは楽観的過ぎるのではとの批判もありますが、子育て世代が移住する可能性が高いという期待感の根拠、趣旨、具体例、対策、見通しなど、どうお考えかお伺いをいたします。

次に、通告の2番目、観光と経済に関連して質問をさせていただきます。奥川根の郷のイメージに大きく関わるイメージリーダーの大鐵のSLが、来年1月から3月まで家山駅までの運行となります。トーマス号は先頃から家山駅までのUターン運行でありました。千頭駅周辺のにぎわいが消えかけています。この状況を我が町の観光、経済の観点からどのように捉えているかお伺いをいたします。と申しますのは、大井川鐵道は今までも同様の不通のときはありましたが、ここ数年来、会社経営自体に大きな変化があり、地域の気持ちが伝わりにくい状況になってきているのではないかと危惧するからであります。町長は、大井川鐵道に大変愛着を持たれ、重要視し、経営にも関わる取組をされてきておりますが、地域の観光の重要なイメージであり、千頭までの区間のフル運行をしてこそ大井川鐵道であると考えますが、今後、将来をどのような見通しを持たれ、取り組まれているのかお伺いをいたします。

次に、観光のポイント、寸又峡、接岨峡の魅力化について質問します。川根本町に観光客を呼び寄せているものは、夢の吊橋とレインボーブリッジの二つの橋、その背景にある景色であり、空気であります。人の流れと経済を考えますと、一番奥まで人が行って帰る、そう

いう方が町のお客様であり、この人数を拡大することが我が町の経済を豊かにします。この二つのポイントが要となります。ここに、多くの方々に行ってみたいと思わせる魅力化をすることが非常に重要だと考えます。

私は若い頃、あの信州上高地に何度も行きました。当時、豊富なガイドブックや特集雑誌が多く出ており、興味をそそる観光ポイント紹介が多くあり、若者や人を引き寄せる、そうしたイメージ戦略に乗せられていたと考えます。我が大井川上流の寸又峡も接岨峡も、全く引けを取らない大自然があります。寸又峡の先には光岳があり、南アルプスがあり、元祖美人湯の温泉もあり、また、温泉宿も伝統風情がつくられてきております。歴史を持つ神社、物語もたくさんあります。これらは一つ一つが観光の目玉ばかりであります。本州唯一のユネスコエコパーク、原生自然環境保全地域の大自然と歴史、地域の神社やお堂、あぜ道、トンネル、沢、遊歩道など全てを商品化し、寄り道をたくさん作り、せっかく来たんだから見なくてはもったいないと思わせる戦略で人をどう促し、どこで立ち止まらせるかをもう一度見直して、イメージアップをすべきと考えますが、どうか、お伺いをいたします。

次に、話題G o T oクーポンであります。町としても旅行サービス券を発行しました。大変期間が短く小刻みで、サービス券を受け取る側としても戸惑う間もなく終了となり、また違う形で再開しましたが、これらの成果、町内への経済効果をどう見ているか。また同様に、商工会から町民向け商品券も導入しておりますが、これらはどのような基本計画で、どれほどの予算を投じ、その投資効率、経済効果が町にどうであったのか、結果の見直しをお伺いいたします。

次に、今、町民は朝から晩までコロナ、コロナで追い詰められ、旅行もできず、お祭り、行事も、近隣の町への買物さえ控え、閉塞生活で身も心も沈み、心身の健康上も大変悪い状況にあります。一方、町内の飲食店、宿泊施設の稼働は最低状況で、息絶え絶えであります。そこで、町民の町内での楽しみを推進し、町民だけ楽しめる日をつくり、町民に使っていただく提案をいたします。

寸又峡や接岨峡、もりのいずみ、おろくぼ、農家民宿など、基本、町外のお客様が対象で、町民は遠慮がちと聞きます。近くて安心して楽しめる地元再発見の町民クーポンを発行し、町内施設の応援を兼ね、町内親戚で、同級生で、御近所、生涯学習でと、地元を学ぶ体験をし、すばらしさに気付けるきっかけづくりの企画を実現できないでしょうか。町のいいところ体験をすれば、全町民が町を自慢し、町民みんなで宣伝マンになります。発信するネットやYouTubeなどに出演して生で発信すれば、県内、国内、やがて世界にインパクトを与え、コロナの収束とともに、じんわりと成果が現れます。しかも、閉塞的生活を強いられ、沈んだ町民の心は、町のためにいいところを見つける使命感と安心の町内での温泉に入り、食事を楽しみ、元気をもらってストレスも解消します。元気な空気が町に充満してくると考えます。町長、どうかこのような、町内経済も活発になり町民福祉にもなる、町民限定の地元再発見と町内応援割引利用の企画が実現できないか、お伺いをいたします。

以上、壇上から八つの通告の質問をいたしました。質問席に移動いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、石山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、小・中学校のあるべき位置、場所に関わる質問がございました。現在、先ほど来説明をしておりますけれども、川根本町立学校の今後の方向性については、川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会での答申を踏まえ、町として総合教育会議において決定をした内容であります。当然のことながら、まちづくりの観点からも検討を行った結果であり、様々な要因を総合的に判断し、義務教育学校2校の設置が適切であると考えております。また、その設置場所につきましては、学校の教室、施設面、防災面等の様々な要因を総合的に判断し、決定していく予定であります。

次に、規模の違う義務教育学校2校への再編計画の決定に至った理由でございますけれども、少子化により、小学生や未就学児の子供を持つ保護者の皆様、地域の皆様からは、学校の在り方を心配する声が近年になって多く寄せられるようになり、これらの声を受け、川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会による調査研究、協議を進めるとともに、保護者や地域住民の皆さんを対象に開催した意見交換等でいろいろな御意見をいただいたところであります。このたびの再編計画はこのような経緯を踏まえ、同協議会からの提言を基に、町教育委員会、町総合教育会議の議論により決定をされたものであります。その中で、持続可能な子育て・教育としていくためには、まずは現在の中学校の学区を基準とした2校の義務教育学校に再編をさせていただき、状況を確認しながら、特色ある教育活動を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、小学生の保護者対象のアンケート結果の分析及び移住・定住施策の趣旨、具体策等についての質問については、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、観光振興関係の質問にお答えをさせていただきます。まず、大井川鐵道関係の質問でございますけれども、本線の運行につきましては、本年7月の断続的な大雨の影響により、下泉・田野口間の大井川護岸が損傷し、応急復旧工事の後、8月28日から全線運転を行ってまいりましたが、来年1月4日から3月19日までの期間において、同箇所の本復旧工事を行うため、普通電車におきましては、下泉・千頭間をバス代行運転、SLについては新金谷駅から家山駅の往復運転と聞いております。閑散期とはいえ、本町の観光経済には影響をもたらす状況ではございますが、災害箇所の本復旧工事であり、一日も早く本格復旧を図るため、やむを得ない措置というふうに考えております。現在、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されている状況ではありますが、復旧工事に対する県の早期対応により、この渇水時期に本復旧工事を実施していただき、新緑シーズンの観光誘客につなげていければと考えているところであります。

次に、寸又峡、接岨峡など町内観光地の一層の魅力化対策についての質問がございました。

寸又峡には夢の吊橋、接岨峡には奥大井湖上駅と、おのおの大きな観光スポットをはじめ、言うまでもなく温泉、ハイキングコース、ダム湖、鉄道資源など様々な観光資源を有しており、今後も関係団体や民間の方々の御意見、アイデア、お力添えをいただき、新たなコンテンツを加えながら、それぞれの地域の個性を生かし、地域の引力資源を活用し、魅力的な観光地づくり、周遊地づくりをしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、コロナ禍による今後の観光業も、今までとは違う視点で取り組んでいく必要があると考えております。

クーポン券等の実績と町内経済効果の実態状況、町民への応援割引、助け合い企画ができないかという質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

この際、今日は3人の議員の方から、教育につきまして質問がありました。私の考え方を少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

これまでも、皆さんにお世話になりましたIT教育、今現在は片仮名とローマ字の世界になりまして、デジタル教育、GIGAスクール、オンライン教育、プログラミング教育、キャリア教育、アクティブラーニング等々、大変横文字が多いという時代でございますけれども、この中で、先ほど来説明がございましたとおり、子供の数が少なくても先生の数は多いよというような形が表現されました。これはどういうことかといいますと、先生が、先ほど松下村塾の話も出ましたけれども、その個人のいいところを伸ばすという教育ができる。強みを伸ばせる、弱いところは補うということが個々にできるということにとっては、大変少人数のほうが対応ができる。その中で遠隔教育等が進んできると、どのような状況でも対応できるということになりますし、せっかく今、川根高校を含め、ゾーホージャパン等の絡みもございまして、大きく注目されている川根本町でございますので、引き続き教育関係を幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校まで連携した対応ができないかということモデルとして対応することが、この川根本町のやるべき方向性じゃないかなというふうに感じております。

最初に走り出すのはいろいろ問題点も多くて、非常に厳しい条件もあるかもしれませんが、やはり走り出した車でございますので、アクセルを踏んで、少し前へ進めていきたいというふうに思っているところでございます。これには当然ながら、町民の皆さんの御協力並びに議員はもちろんでございますけれども、多くの皆さんの御支援がなければ、なかなか前へ進まないという思いはございますけれども、一生懸命やれば、必ず応援団はついてくるという思いで頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今までどおりのお力添えをお願いしたいという思いでいっぱいでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、石山議員からの小学生の保護者対象のアンケート結果の分析についての御質問にお答えをさせていただきます。小学校の保護者の皆様には、

6月から8月にかけて説明をさせていただき、アンケートに御協力をいただきました。その結果の中で、義務教育学校における学区案については、55.5%の方が「適当だと思う」、12.7%の方が「適当でないと思う」、31.8%の方が「分からない」と回答をいただいております。本川根中学校区の義務教育学校の規模を心配する声もあり、この対応が課題であると考えているところがございます。

また、「分からない」という回答の理由の多くは、判断が難しい、これから先さらに子供の数が減ることを考えると、中川根、本川根の児童・生徒数のバランスをそろえておくほうがよいのではないかと思う、というようなものがあつたと記憶しております。真剣に御検討いただいた結果であると考えておるところであります。

次に、移住・定住施策の趣旨、具体策等についての御質問にお答えをさせていただきます。義務教育学校2校体制の中で、画一的な一斉授業ではなく、新たな学びを構築するため、現在静岡大学の先生方、それから新たな教育を研究されている他の大学の先生方と研究を進めているところがございますが、その中で、長野県南佐久郡佐久穂町に平成31年4月から開校している学校法人茂来学園大日向小学校において、3学年を一つのグループとして教育を行う、イエナプラン教育を進めていると聞いております。この学校では、昨年度当初の70人の児童が、今年度当初110人に増加しており、そのうち8割が移住者だと聞いております。このような特色を持った次世代教育の実施と確かな周知により、移住者が川根本町を選んでいただけるかもしれませんので、関係者と協力をしながら、移住・定住対策の充実も図りながら、教育につきましても対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうからは、クーポンの実績と応援割引等の企画についてお答えさせていただきます。

最初に、クーポン等の実績と町内経済効果の実態状況についてお答えさせていただきます。商品券「かわね支え愛商品券」事業につきましては、川根本町商工会に業務を委託しまして7月1日から11月30日までの間で1万4,000冊中1万596冊販売をいたしました。今回は幅広い商店の利用を目的に、飲食業、小売業、サービス業の3種類に分類し、地域経済の活性化と消費者の家計支援策として実施しております。

旅行クーポンにつきましては、川根本町まちづくり観光協会へ補助金を支出し、第1弾として7月1日から8月2日までの期間、宿泊施設で使える割引クーポン、大井川鐵道の2日間周遊券、町内飲食店、商店、ガソリンスタンドで使えるクーポン券などを用意し、宿泊については160泊予定のうち158泊の利用、飲食店等につきましては928枚の利用がございました。

いずれもコロナ禍により影響を受けた観光商工業の経済喚起の対策として実施したものであり、成果分析につきましては、今後予定している第2次、3次の事業終了後、総合的に分

析を実施し、今後の観光施策につなげていければと考えております。

次に、町民への応援割引、助け合い企画等の御質問でございますが、現在も閑散期における誘客対策として旅行クーポン事業を2月末まで実施しており、宿泊をはじめ、商店でのクーポンの割引利用が可能です。コロナ禍における新たな旅の形としてマイクロツーリズムが提唱される中、町民の方にも利用していただけるようPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

教育の学校の関係と観光の関係ということで、最初に学校の関係についての質問をさせていただきます。ただいまいろいろ御説明いただきましたように、学校の施設そのものについては今後検討していただくということでもありますけれども、私は長いこと社会教育委員会に携わらせていただいております、その中で非常に残念な思いが残ったのは、図書館という施設が我が町には県内唯一ないということでもあります。将来、もし図書館というものが、まだ現実的には全くなっておりませんし、今の町内のやり方についてもある程度分かるつもりではいるんですが、できれば図書館施設が一つあればありがたいなと思うんですけれども、その場合には、やっぱり町の真ん中あたりに施設があるといいなという思いがありまして、そういった施設の面も含めて、ちょっとお考えいただけないか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 御質問のほうにお答えさせていただきます。

図書館は図書館法で定められております。図書室は社会教育法等で定められた施設でございます。その内容に大きな変わりはなく、町としては文化会館、山村開発センター、ほかには移動図書館を町内巡回しまして、あと町内の4小学校、2中学をネットワークでつないでサービスを行っております。

御提案いただいた件につきましては、今後の社会教育施設の在り方と併せまして、関係各課と情報を図りながら、社会教育施設運営委員会等で方向性のほうを決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

義務教育学校2校案というのは、同規模の義務教育学校を二つつくるのではなく、わざわざ中くらいと小さな学校という差のある形で進めるということでありまして、特徴を最大限生かすと説明されますが、説明を受ける側からいいますと、規模は違えども同じ町内の2校であるのに、最初から教育方針や教育方法などに多少なりとも差がつくことへの疑問が言われておりました。両校の特色のよさを強調した説明を丁寧にしていただいた結果の感想のよ

うな気もしましたが、子供の未来がかかっておりますので、その理由と覚悟等についてお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。現在の教育につきましては、平成27年度に策定をしました川根本町学校教育ビジョンに基づき実施をさせていただいております。この計画も策定から5年が経過しており、このビジョンにつきましても学校再編計画に合わせて見直しを現在行っております。新たな学校教育ビジョンに基づき新たな教育活動を進めてまいりたいと考えており、その予定となっております。その中で、2校の義務教育学校で特色ある教育活動を進めていただきたいと考えているところであります。

川根本町においては、平成29年度からICT機器を活用した教育を進めており、現在、川根本町の子供たちはテレビ会議システムを活用し、東京都東村山市立久米川東小学校の子供たちと交流を行っております。先日、本川根小学校での交流の様子を見てまいりましたが、6名の本川根小学校の子供たち6年生と、28名の久米川東小学校6年生が英語を使った交流を行ってまいりました。28名よりも6名の本川根小学校の子供たちのほうが、元気よく英語を使った発言をされてまいりましたので、とても心強く思ったところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。非常に重要なことだったので、期待したいと思います。

次に、説明会の折に、町として1校にした場合には、町の小・中学校そのものの存続についても将来を考えて大きな不安材料となって、まちづくりの観点からも逆行する要素があると説明されていますけれども、具体的にはどのようなことが予想できるのか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

1校にすることによって、人口が減少してしまったような事例もありましたので、それについて説明をさせていただきます。

平成17年7月1日に浜松市に合併をされました天竜区春野地区において、浜松市から公表されている町字別年齢人口表によりますと、平成17年10月1日現在の人口と本年4月1日現在の人口を比較してみますと、全体の人口は34.04%減少している中で、ゼロ歳から14歳までの人口が65.07%減少しておりました。佐久間地区におきましては、全体で43.39%減少している中で、ゼロ歳から14歳までの人口が79.26%減少、水窪地区においては、全体で42.44%減少している中で、ゼロ歳から14歳までの人口が75%減少、龍山地区においては、全体で52.01%減少している中で、ゼロ歳から14歳までの人口が84.88%減少と著しく減少し

ている状況がございました。このようにならないためにも、いろいろな施策を講じながら対応していかなければならないとつくづく感じたところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。実例をお聞きしまして、非常に理解できました。

学区の問題で、二つの規模の違う義務教育学校をどう選ぶかということですが、案としては旧本川根のほうは現学区、旧中川根地区は学区を選べるというのは、ちょっと不公平ではないかという意見がありました。せっかく先進的教育を進めるに当たって、事前に面接などで個別希望を自由な中で選択制ということも考えられると思いますが、段階を追って体制を柔軟に整えていったらどうかと考えますが、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。通学区域の弾力化について、他市町においては小規模校を小規模特認校と定め、そちらに入学者を促すため取り組まれている市町もあります。川根本町における対応につきましては、再編計画の推進に併せ、具体的な対応方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

子供の教育を重視して、移住者は移住地を選ぶといいますがけれども、それには仕事や医療など、生活の基本が整わなくてはなりません。現在、移住、空き家対策等の担当の課としては、教育委員会のこうした進め方について転校、子育て世代の受入れや移住対策にどう連携を組んで対応されるか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 石山議員の質問にお答えさせていただきます。議員言われるように、本町の光ファイバー網の整備や近年のリモートワークなど、特にこのコロナ禍において、全国どこにいても仕事ができる環境、本町のような自然豊かで密ではない地域が注目をされているところでございます。このようなことから、移住先の一つとしての本町を選択される方も増加してきております。移住先として訪れる方には、本町の医療、福祉などの環境や、お子さんをお持ちの方につきましては学校の協力の下、じかに訪問することもございます。中には、学校の雰囲気を入りに、学校を指定され、近くで住居を探された方もおられます。

また、移住相談ということで、今は東京には行けないんですけれども、前年度につきましては、高校教育課も川根本町のブースと一緒に来ていただいて、例えば川根高校の魅力化の説明をするというような連携も取らせていただいております。

また、迎え入れる医療体制につきましてですけれども、医療体制も含めた生活環境整備や各種サービスにつきましては、小規模自治体においては財政的な面も含め、整備には限界がございます。本町におきましては、今ご置います診療所等の機器整備等、本町でできることは実施しておりますけれども、近隣自治体と協力した広域的な整備対応が今現在進められておりますし、そのことが不可欠と考えます。

住居の確保につきましては、アパート等の少ない本町におきましては、やはり空き家を活用した住居確保が課題となつてきております。昨年度から地区の協力をいただき、調査した空き家調査では、空き家と思われる数が500を超えており、本年度所有者へのアンケート調査を実施し、空き家バンクへの登録希望者へは積極的に働きかけ、空き家の活用を努めていきたいと考えております。また、併せまして、若者定住促進住宅や町営住宅も含め、移住希望者への情報提供を図っていきたくて考えております。なお、就業先につきましては、今も連携しておりますけれども、商工会、観光商工課と連携し、希望者には事前に聞いて、町内企業等を紹介しているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ連携をうまく組んで進めていただきたいと思ひます。

小・中6校ある現在の我が町で、いきなり一つにまとめてしまうというような極端なことをせず、また財政も厳しい中で、状況をゆっくり観察しながら進めていくという、そのような進め方なのかなというふうに理解させていただきました。よろしくお願ひいたします。

続いて、今度は観光関連のことに関しまして質問をさせていただきたいのですが、大井川鐵道は開設以来、町とともに経済を担ってきていただいておりますけれども、大井川鐵道と町の観光との連携については、十二分な情報交換をこれからも行って、誘客キャンペーンなど協力して企画していくことが必要だと考えますが、どうお考えか伺ひます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 大井川鐵道関連事業につきましては、町、観光協会、商工会、大井川鐵道の4者で観光連絡会を随時開催しております。トーマス、SLフェスタをはじめ、大井川鐵道を利用した誘客事業の企画、対策などについて情報交換、意見交換の場を設けております。また、先週から始まりました南アルプスアプトラインでの星空列車や、明日開催予定のサイクルモニターツアーなども、連携した一つの事業でございます。

今後におきましても、定期的に情報交換を行い、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ連携を強くやっていっていただきたいと思います。

昨年の3月議会の折に、町の振興計画に関連した観光関連の質問の折に、町長より、寸又峡周辺活用協議会において様々な問題を検討したいというお答えをいただきました。非常に観光の拠点として緊急かつ重要な課題でありますので、その後の検討の状況はいかがか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡の諸問題の関連対策でございますが、寸又峡周辺資源活用検討協議会で上げた課題解決に向けて、プロムナードコースの安全対策、観光案内の整備、休憩所整備など、対応できるものから予算の範囲内で徐々に進めているところでございます。

前回も申し上げましたが、一つの取組として、温泉街をゆっくり楽しんでいただくために、空き地、空き家の利用や、食べ物を提供するお店などの環境づくり、グリーンシャワーロードの利用など、休憩所や体験施設などで滞在時間を増やしていただくようなことが上げられます。この件につきましては、昨年、一昨年と寸又峡の民間活用可能性調査時にも、地元をはじめ関係団体との意見交換の中でも行っております。町だけではなかなか対応できないものもございます。関係団体や民間の方のアイデア、お力添えをいただきながら、新たなコンテンツを加えながら進めていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） それに関連しまして、上高地などではニーズに合わせて周遊コースを多く出しております。1時間何とかコースとか、2時間コース、3時間〇〇コースなどと、楽しみ方の提案が非常に豊富であります。そのほうの興味に特化した企画、ガイド付きの企画などもあります。こういう楽しみ方を企画し、提案をガイドブックや観光冊子やホームページで発信したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 議員申されますように、本町におきましては歴史、文化、観光資源をガイド付きのツアーなどで楽しんでいただけるコースづくりが可能であると考えております。例えば、千頭駅の待ち時間を利用した周遊コース、接岨峡、寸又峡方面への観光スポットを入れたコース、地元の歴史、文化を取り入れたコースなど、エコティかわねとも連携を図りながら、まずはコースづくりから進めていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひいろいろ工夫してお願いしたいと思います。もっともっと見どころを増やし、飽きさせない周遊のコースが大切だと考えます。その中に、QRコードなどを使った、スマホを使った案内など、情報の発信など、そういった工夫ができる時代になったと思いますので、そういったスマホを活用した情報の発信ということで、そういった点に

ついてはいかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） QRマップなども一つの手法だと考えます。議員が提案されたことも参考にしながら検討していきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。すみません。

吊橋のほうなんですけれども、現在2時間とか3時間待ちという状況でありますけれども、このエリアでも今の件でWi-Fiなどを使って期待感をぐっと高めるような、空き時間を上手に使うような工夫ができないかということでもあります。空き時間の中に、ちょっとどこかに行ってくるような整理券などを発行して、そういう時間の有効な活用などもできると思いますので、待ち時間についてどのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡プロムナードコースにつきましては、Wi-Fiの整備は今のところ未定でございます。2時間、3時間待ちの時間対策につきましては、本年度観光庁の実証事業でも計画はいたしましたが、採択予算の関係上実施には至りませんでした。エアウェイト等で待ち時間等を周知し、温泉街でゆっくり滞在していただく方法など、幾つか手法はあるかと思っておりますけれども、以前からの課題になっておる状況でございます。今後、実証実験などで実施していきながら、どの方法がいいのか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） すみません、よろしくお伺いいたします。

また、足の弱い方をカートで今、運搬するというか、運ぶということをされておりますけれども、運転手一人で、一人、二人を運ぶというのは非常に非効率だということで、後ろにもっといっぱい車両をつないで、馬車か何かみたいな形で大勢乗せて吊橋まで行くとか、周遊するというような工夫ができないかと考えているんですけれども、そういったことはどうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） カートにつきましては、昨年プロムナードコースですけれども、民間活用資源調査の事業の中で、3名から4名乗車できるカートを2台用いまして実証実験をいたしました。利用者はかなり多かったわけですが、何人乗りのカートで何台必要か、また通行時間の間隔はなど、いろいろな課題がございます。カート利用につきましては財源もかかるお話ですし、運営者も含め、協議会の中でも検討しながら、今後何回か実証実験を通じて、実施に向けて進めていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、カートに限らず馬車とか、ロバの馬車とか、面白いものも企画されたらいいかなと思っております。

続きまして、遊歩道、夢の吊橋の有料化ということを検討されていると伺ったんですけれども、今大勢のお客様が来られているときにチャンスであります。美しい自然はただではないというのは、日本人は、いや世界の常識でありますので、美しい自然を守り、人間が楽しませてもらうためには、環境を保全して安全に観光できる対策が不可欠でありますので、奥大井の自然観光が無料ということはありません。ましてや、寸又夢の吊橋コースにおいて、入場料を自然保護、安全管理、観光振興などの目的でお使いいただくようなことで、全く抵抗なく喜んで協力いただけると考えます。そうした世論が醸成された日本社会であると考えます。むしろ遅過ぎるくらいであります。

ぜひ、この有料化について早急に実現されて、美しい自然環境保護、一層の充実を、満足できる時間をつくるために、そうした振興策に寄与できることが大切だと考えます。早急な実現が必要だと私は思いますが、どうお考えですか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡遊歩道の有料化につきましては、寸又峡民間活用資源調査報告の中にも一つのフェーズとして上げております。本年8月と11月、入場料、協力金を試験的に徴収するアンケート調査を実施しております。その中で、514人の回答を得ております。入場料を支払うことについて「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた回答は93.5%であり、使途については遊歩道整備と安全対策、夢の吊橋の維持管理、環境美化対策などが主なものでございました。有料化につきましては目的を明確にし、地元関係団体と協議、調整を図りながら検討していきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変いいアイデアだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、前回ちょっと質問をさせていただいたんですが、第2東名の入り口付近に川根本町への案内の看板の必要性をお願いしました。その折、観光客が迷うような場所について、誘導が必要なところには看板を設置していきたいというお返事をいただいておりますが、第2東名の出入口、そしてまたバイパス道付近、それから川根温泉の辺りに私は必要だと考えています。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 島田金谷インター出口、また川根温泉前などの看板の件ですが、道中の道路案内板の兼ね合いも含めた中で、再度必要性を考慮しながら検討したいと考えております。ただ、看板設置につきましては、地権者をはじめ景観上クリアしなければならない諸問題もありますので、その辺も踏まえながら確認したいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 看板は、案内だけでなく、本当に期待感を盛り上げるという効果もありますので、ぜひ一つでも多く看板を立てていただきたいと思います。

次に、紅葉に関連する情報ですけれども、秋の紅葉シーズンというのは非常に注目が高くて、お客様の動きが情報一本で非常に左右されます。近年、新聞やテレビなどである日一斉に見頃の報道をしますと、翌日、車が集中しまして渋滞を招いて、苦情が激しくなります。紅葉は一日だけではありません。お客様は長く分散して、落ち着いた観光をいざなうために、質の高い広報、報道をお願いする必要があります。川根路は、高い山から里まで長い間紅葉が楽しめます。また、人工的な紅葉は木が同じですので一時に集中しますが、自然の川根路の紅葉は長く楽しめますといった情報を流して、集中を回避するということが必要だと考えます。紅葉の情報の発信の仕方は地域にとって非常に重要ですので、確実な情報を観光戦略を持ってしっかり発信していくことが大切です。町で責任のある情報をしっかりつかんで、お客様に勘違いさせない、確証ある情報の発信ができないか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 紅葉情報の発信につきましては、もちろん町のほうも把握はしていますけれども、観光協会を主体に発信のほうはしております。情報につきましては、現地調査と地元の方々からの情報が主ではございますが、情報については違いはないと思います。ただ、報道の方が独自で情報を流した場合は、相違が生じる場合もあろうかと思えます。いずれにしましても、紅葉情報は観光協会のほうへ問合せを願いたい旨周知するよう、していきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、観光協会のホームページなども対応しまして、情報の発信を、戦略を持ってお願いしたいと思います。

次に、町の観光商工委員会において、風情ある温泉街づくりの重要性が訴えられており、廃業旅館の長期にわたる放置が温泉街の風情や環境を著しく阻害しており、大きな問題になっているという発言がありました。あかりアートフェスティバルや様々な催しをする一方で、廃業された空き旅館がそこにあつては台無しとなります。現場を調査されたということですが、早急にその対応をしたらどうかと考えますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） どの温泉地につきましても廃業した旅館はあり、対応に苦慮していると聞いております。寸又峡におきましても、幾つか廃業した旅館がございます。廃業した旅館は、景観上もありますけれども、腐食の具合によっては他の家屋、また人的被害を及ぼすおそれもあると思えます。議員が申された国の支援策につきましては、ホテル、旅

館、観光街を再生するための新たな補助制度であり、廃業旅館を撤去して、複数の宿を一つの宿として運営するような取組であり、温泉街全体を含めた構想が必要になる事業だと思います。廃業した旅館を町が買い取るには、もちろん目的がないと購入はできません。いずれにしても、所有者や債権の問題も生じることもあり、難しい問題でありますので、民間の利用も含めた中で慎重に対応していければと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 続きまして、寸又峡の観光案内所の脇の山岳図書館についてお伺いします。貴重な山の図書が寄贈されているといいますけれども、町民にはあまりアピールがありません。町は、これらの施設の内容、運営などはどのように把握されているか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 山岳図書館につきましては、寸又峡美女づくりの湯、観光事業協同組合の所有施設でございます。その関係で、有志の方から図書のほうを寄附していただいて、図書館としての役割をしている施設であると認識しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） この図書館は、山好きのファンが非常に多くて、この地区の意義のある基地となっております。また一方では、休憩所として立ち寄る観光客も非常に多く、熱射病や急な雨のときの避難所にもなっているということではありますが、今年はエアコンがないために暑過ぎて危険だということで、閉館して不評を買ったというふうに言われました。対応に苦慮したと言われております。町としても重要な観光地のポイント施設ですので、今後有望な施設であるということから、何らかの支援対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 山岳図書館につきましては、奥大井南アルプスファンクラブの方々の活動拠点、またエコパークの活動拠点にもなっております。しかしながら、施設は組合の所有施設であるとともに、あくまでも山岳図書館という意味合いでございます。横に寸又峡案内所がありますけれども、その案内所と併せてどのように活用していくかは、組合のほうで協議していただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ関連を持って一緒に進めていただきたいと思います。

次に、車の寸又峡方面への渋滞についてですけれども、非常にシーズンには渋滞がひんしゅくを買っておりますけれども、千頭あるいは千頭から寸又へ行くまでの間のどこかに中継基地を設けて駐車場を造るなどして、それから奥はマイカー禁止といったような試みができ

ないか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 以前、パーク・アンド・ライドということで、実証実験で実施をしておりますが、地元の意向、また道路交通法による制限など様々な課題があり、それ以降発展しておりません。そのような状況もあり、現在のところ計画はございませんが、様々な手法を講じて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひいろいろ検討ください。お願いいたします。

それから最後に、町民の優待券の関係ですけれども、非常にお達者クラブ、いきいきクラブなどのお話もありましたし、外出の機会が減っているという福祉課長のお話もありました。そういった中ですので、ぜひ元気な高齢者、仲良し子育て世代の一層の満足、コロナで落ち込んだ観光客等、経済の活性化のために、町民の方々にそういった割引クーポンみたいなものを考えていただきたいと思います。山梨県では、昨日のニュースで半額の県民クーポンをやるとということが発表されておりますので、我が町でもぜひそんなことができないか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 現在も閑散期における誘客対策といたしまして、旅行クーポン事業を2月末まで実施をしております。宿泊をはじめ、商店でのクーポンの割引利用が可能でございます。また、新緑のシーズン等にはガイド付きの観察会、それから温泉食事つきの日帰りのツアーなども計画していければと思います。

また、寸又峡におきましては、コミュニティーバスを利用して寸又峡のほうへも行っていただけるような、そういう仕組みづくりも一つ考えられるのかとは思っています。とにかく、先ほども申し上げましたように、マイクロツーリズムということで提唱される中、町民の中にも利用していただけるようなPRをしていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 細かな質問をいっぱいしまして、ありがとうございます。ぜひ、職員の方も利用されるような券を発行していただければと思います。

ありがとうございました。本年最後の一般質問をさせていただきました。

昨日、国は公立小学校を少人数にするということで、きめ細かな指導が可能として、現場の求めに応じて35人以下の少人数化の方向を決めたと報道がありました。追い風でしょうか。町の未来をつくる小・中学校、町の宝である子供たちが新しい世界をおのれの力で切り開いていくたくましい人材に育てもらうために、最新の教育を取り入れ、小さな町が県内外から注目される存在として、少人数のマイナスを逆手に取ってプラスに変えて、最先端の挑戦

をしていただきたいと思います。新しい改革に不安はつきものですが、町民の目的は皆同じであると確信しました。

観光経済面もコロナの猛威で世界中が翻弄されておりますが、夜明けは目前であります。

新しい令和3年はもうすぐであります。どうか川根本町にとって明るい新年となりますことを祈りまして、3番、石山貴美夫の質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで、石山貴美夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

4時25分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時25分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第47号 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る
特別徴収に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第47号、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。

○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

12月1日の本会議において議案第47号、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和2年12月2日水曜日、午前9時から10時10分まで、同じく第2常任委員会に審査を付託された議案第48号と併せて審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は、私を含め第2常任委員会委員6名全員です。また、オブザーバーとして藺田議長に御出席をいただきました。傍聴者は、第1常任委員会の委員3名と一般の傍聴者1名でした。説明員といたしまして、森副町長をはじめ、北原農林課長、中村農業振興室主幹が出席されました。

審査は、担当から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

委員会審査報告書の2ページを御覧ください。

特別徴収金は誰が支払うのか。担い手である事業主体に支払いの義務が生ずる。

土地の所有者の都合で転用したい場合はどうなるのか。転用が目的外使用となり、特別徴収金の対象となる。

第6条の特別徴収金の徴収猶予の関係で、そのほか特別の理由とは、どのような理由か。例えば、今年の新型コロナウイルスの影響などが考えられます。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第47号の委員会付託に関する第2常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第48号 川根本町森林交流宿泊施設条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第48号、川根本町森林交流宿泊施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。

○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において議案第48号、川根本町森林交流宿泊施設条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第47号に引き続いて、同日、同会場で実施いたしました。説明員としては、森副町長、中野観光商工課長、坂本観光振興室長の出席をいただきました。

担当から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。

主な内容を抜粋して報告いたします。

委員会審査報告書の3ページを御覧ください。

全協での質疑応答で同一敷地内にある三ツ星天文台を含めないということだったが、天文台を含めてもいいのではないかと思うということで、答弁は、天文台はいろいろな議論の中で含めないこととなった。

MACという団体が天文台を使用し活動しているが、維持管理は行政で行う必要があり、指定管理者と話を詰めていく必要があると思う。施設は町が管理している。宿泊者の割引利用などを含め、MACと指定管理者が接点を持ちながら運用していただければと思う。

廃止となるテニスコートについて、草刈りなど管理や活用はどう考えるか。指定管理者と協議し、利活用方法を検討したい。また、ウッドハウスおろくぼ周辺一帯を観光地エリア景観計画地域に指定し、県補助を活用し、整備を検討したい。

以上であります。

質疑後の討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第48号、委員会付託に関する第2常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、川根本町森林交流宿泊施設条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、川根本町森林交流宿泊施設条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第61号 財産の取得について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第61号、財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を
求める意見書の提出について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、発議第3号、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を
求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りた
いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議員派遣の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

コロナ禍の中、来年がいい年で迎えられるよう御祈念を申し上げまして、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月18日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 太 田 侑 孝

署 名 議 員 山 本 信 之